

(仮称) 川南風力発電事業
環境影響評価準備書についての
意見の概要と事業者の見解

平成 28 年 6 月

株式会社道北エナジー

目 次

I 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	1
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催	2
(1) 公告の日及び公告方法	2
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	2
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握	3
(1) 意見書の提出期間	3
(2) 意見書の提出方法	3
(3) 意見書の提出状況	3
II 環境影響評価準備書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解	4

I 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第 16 条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価準備書を作成した旨等を公告し、準備書及び要約書を公告の日から起算して 1 月間縦覧に供するとともに、インターネットの利用により公表した。

(1) 公告の日

平成 28 年 4 月 1 日(金)

(2) 公告の方法

① 日刊新聞による公告(別紙 1 参照)

平成 28 年 4 月 1 日(金)付で、下記日刊紙に「公告」を掲載した。

- ・ 日刊宗谷 (朝刊 35 面)
- ・ 北海道新聞 (朝刊 2 面)

② インターネットによるお知らせ

平成 28 年 4 月 1 日(金)から、下記のホームページに「公告」を掲載した。

- ・ (株)道北エナジー 環境影響評価ウェブサイト(別紙 2 参照)
<http://eeh-development.com/kawaminami/>
- ・ 稚内市のホームページ(別紙 3 参照)
<http://www.city.wakkanai.hokkaido.jp/kankyo/energy/>
- ・ 豊富町のホームページ(別紙 4 参照)
<http://www.town.toyotomi.hokkaido.jp/section/syoukougankouka/>

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎の計 5 箇所において縦覧を行った。また、インターネットの利用により縦覧を行った。

① 関係自治体庁舎での縦覧

- ・ 北海道宗谷総合振興局保健環境部環境生活課
- ・ 稚内市役所環境水道部環境エネルギー課
- ・ 稚内市宗谷支所
- ・ 稚内市沼川支所
- ・ 天塩郡豊富町役場

② インターネットの利用による縦覧

- ・ (株)道北エナジー 環境影響評価ウェブサイト
<http://eeh-development.com/kawaminami/>

(4) 縦覧期間

- ・ 縦覧期間：平成 28 年 4 月 1 日（木）から平成 28 年 5 月 2 日（月）まで
（土・日曜日・祝日を除く。）
- ・ 縦覧時間：午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで

なお、インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、終日アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数(縦覧者名簿記載者数)は 1 名で、各縦覧場所別の縦覧者数は以下のとおりである。

- ・ 豊富町役場 1 名

なお、インターネットの利用によるウェブサイトへのアクセス数は 193 回であった。

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 17 条の規定に基づき、環境影響評価準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、環境影響評価準備書の縦覧等に関する公告と同時に行った。
(別紙 1、別紙 2、別紙 3、別紙 4 参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会は 4 カ所で行い、開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

開催日時	平成 28 年 4 月 19 日 (火) 午後 1 時から午後 3 時	平成 28 年 4 月 19 日 (火) 午後 6 時から午後 8 時	平成 28 年 4 月 20 日 (水) 午後 1 時から午後 3 時	平成 28 年 4 月 20 日 (水) 午後 6 時から午後 8 時
開催場所	勇知地区宿泊研修施設(稚内市大字抜海村字上勇知)	豊富町定住支援センター ふらっと★きた会議室(天塩郡豊富町東 1 条 6 丁目)	沼川みのり公園 研修室 A(稚内市大字声問邑字沼川)	稚内総合文化センター 会議室 A(稚内市中央 3 丁目 13-23)
来場者数	3 名	3 名	10 名	9 名

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 18 条の規定に基づき、環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

平成 28 年 4 月 1 日(金)から平成 28 年 5 月 16 日(月)まで
(郵送の受付は当日消印まで有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。(別紙 5 参照)

- ① 縦覧場所に設置した意見箱への投函
- ② (株)道北エナジーへの書面の郵送

(3) 意見書の提出状況

提出された意見書の総数は 30 通であった。

Ⅱ．環境影響評価準備書について提出された環境保全の見地からの意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第 18 条及び第 19 条に基づく、環境影響評価準備書についての環境保全の見地からの提出意見の概要並びにこれに対する当社の見解は、次のとおりである。

環境影響評価準備書について述べられた意見の概要と当社の見解

1. 事業の目的及び内容

No.	意見の概要	事業者の見解
1	地球にやさしいクリーンエネルギーの推進は日本の未来を担う重要な事業です。稚内で生まれ育った私は子供のころから風の中で生きていると言っても過言ではありません。小学生の時からこの風を利用して世の中の役立つことができたらとの思いがずっとありました。 今、地球の温暖化が大問題になっています。この時こそ自然再生エネルギーを推進しなければなりません。それは我々の未来を担う子供たちのためでもあります。写真家として美しい風景を撮影しておりますが、道北のなだらかな丘には風車が良く似合うのです。	本事業は道北地域の優良な風資源を活用した風力発電計画としてエネルギーの多様化及び温室効果ガスの削減に貢献するものです。 道北地域の優良な風資源を有効に活かすべく、引き続き、地域の皆さまのご理解・ご協力を頂きながら、自然環境及び地域との共存・共栄を目指して参ります。
2	酪農地帯に位置する本町内会にとって、この地域の豊かな自然環境を守っていくことは重要な課題であり、環境に優しいエネルギー源である風力発電事業には期待しています。 また、本町内会は周辺の町内会同様、年々世帯数が減少しており、地域のにぎわいを作り出すことも大きな課題です。 この風力事業の実現が地域の活性化につながって欲しいと思いますので、工事着手から稼働に至り、将来においても自然環境への影響は十分配慮し、特に、工事中の安全対策ならびに土砂流出や濁水対策には万全を期すようにして下さい。	当社は、地球温暖化防止とエネルギーの安定供給に資すると共に、事業を通じて地域経済の発展及び活性化の一助となることを本事業推進の目的としております。引き続き、地域の皆さまにご理解・ご協力頂きながら、自然環境及び地域との共存・共栄を目指して参ります。また、事業実施の際には、工事計画について地元の皆さまに安全対策を含めた十分なお説明を行って参ります。
3	稚内市及び宗谷地区は人口減少に歯止めが掛からない中、風力発電の町にすることで、電力余剰により企業及び病院等の誘致に期待するところ。空港があり、風があるこの地区のポテンシャルを引き出すのは現地点で風力発電事業しか考えられなく否応にも人口の縮小は止められない現状で風力発電は地域創生として住民にとって期待が出来るプロジェクト。地域に還元することを第一に考え、増幌地区、稚内市、宗谷地域全域に今後も恩恵を齎す事を期待する所存です。是非とも、7事業の実現を期待したい。必ず風力発電は宗谷地区の救世主となることでしょう。	当社は、地球温暖化防止とエネルギーの安定供給に資すると共に、事業を通じて地域経済の発展及び活性化の一助となることを本事業推進の目的としております。引き続き、地域の皆さまにご理解・ご協力頂きながら、自然環境及び地域との共存・共栄を目指して参ります。
4	建設予定地はサロベツ原野を取り囲んでいるように感じられる。観光者向けの計画ではなく、地元住民の理解を得た計画であってほしい。そのため説明会は時間をかけて、より頻繁に行われるべきだ。これではイメージ画像が少なく、風車のある風景を想像しにくい。 鳥類は希少種に限らず他の渡り鳥や常駐の鳥についても考慮されるべきである。風車に灯りがつくことで生じる景観への影響や動物への影響が準備書では説明	準備書に係る説明会については、地元住民の方々並びに地元団体のの方々になるべくご参加頂けるよう、豊富町及び稚内市にて2日間に亘り計4回開催させて頂きました。今後も地域住民の方々に対しては、十分な説明のもと、事業計画検討を進めてまいります。 鳥類への影響については、配置計画段階での事前予測により、オジロワシ等の希少猛禽類の営巣地に対して、影響の回避・低減の検討を行っております。また

	不足に感じられる。また、風車建設によって建設地に棲息する動物の移動経路が遮断されることはないだろうか。より詳しく調査され、説明をしてほしい。	渡り鳥については広範囲における調査により当該地域の主要な渡りルートを把握しております。なお、環境保全措置として、風力発電機のライトアップ等は実施しない方針です。
5	本事業について開始前の説明がどれだけなされたのかがわからない。情報公開が不十分であり、精査するにも難しい状況である。風の吹くところでなければ元がとれないのは当然のことと理解するが、少なくともその他生物や環境への影響の大きさを考慮した事業とするべきである。現計画ではそれらがまったく考慮されていないように思われるため、反対する。周辺はワシ・タカの繁殖地であり、ガン・カモ類の渡りの重要なルート上にもあたっている。それら生態系ピラミッドの上位に位置する生物への影響があるということはそのほか生物への影響も大きいと容易に推測できる。それらの対策なしに本事業を進めることは容認できない。景観上の理由からも考慮が必要である。遠くからでも目立ち、近づくとき非常に大きな風車は、国立公園の環境への影響が大いにある。これらの観点からの事前調査や説明が十分ではないと考えられる。十分な調査とその公開を行い、意見交換を行って進めるべきである。	図書の縦覧・説明会の開催にあたっては、地元紙2紙での公告、関係自治体ホームページでの告知を行い、広く周知に努めました。また説明会については、地元住民の方々並びに地元団体の方々になるべくご参加頂けるよう、豊富町及び稚内市にて2日間に亘り計4回開催させて頂きました。 ご指摘のとおり、当該地域は豊かな景観資源や重要な鳥類の生息地があり、本事業においてはこれらの環境や景観への影響を適切に予測・評価することが重要課題の一つと認識しております。現在実施中の環境影響評価の手続きの中で、環境影響を可能な限り低減できるように努めていきたいと考えております。
6	観光業に携わっているものとしては、豊かな自然、何もない広々とした風景、そしてサロベツでしか見られない貴重な鳥を求めてきてくれるお客さんを相手に仕事をしています。 いま、この近辺で231基もの風力発電を建てる計画があるとのこと、それが建ってしまうと周りの風景は一変し、鳥や動物にも影響し、魅力が損なわれ、観光業は大きな打撃を受けるものと思います。 何の制限もなくそれぞれの事業者が無秩序に風力発電を乱立しても良いものか、はなはだ疑問に感じます。	ご意見のとおり、当該地域はサロベツ原野などの素晴らしい大自然があることより、本事業においてはこれらの環境や景観への影響を適切に予測・評価し、影響を可能な限り回避・低減することが重要課題の一つと認識しております。 現在実施中の環境影響評価の手続きの中で、環境影響を可能な限り低減できるように努めていきたいと考えております
7	利尻礼文サロベツ国立公園周辺は、オジロワシやヒシクイなどの貴重な野生生物の渡りルート・繁殖地となっています。また、同地域は国内有数の湿地帯ですが施工時には森林伐採や水質汚濁も考えられるため、植物相や水生動物等も含めた道北の貴重な生物に対する大きな影響がないか、適切な調査に基づく評価と対策を示していただきたいと考えます。 利尻礼文サロベツ国立公園周辺は、日本中・世界中から、日本最北の「なにもない」美しい景観を楽しむに訪れる観光客も多数います。地域住民の安全や野生生物の保全のみならず、美しい大自然の景観を損なうことがないよう配慮していただきたいと考えます。	鳥類への影響については、配置計画段階での事前予測により、オジロワシ等の希少猛禽類の営巣地に対して、影響の回避・低減の検討を行っております。 また渡り鳥については広範囲における調査により当該地域の主要な渡りルートを把握しております。 当該地域の景観を保全するため、風力発電機の配置検討にあたっては、景観を含めた事前予測を行い、予め景観への影響検討を行っております。また、予測評価においては、主要な眺望点からの眺望景観、身近な景観への影響予測等を行い、景観に対して実行可能な範囲で影響の回避・低減に努めております。
8	稚内市ならびに豊富町に合わせて、80万kW・230基を超える風力発電所を計画することが、そもそも間違っていると思います。風車の仕様についても、3000kW	本事業は、国のエネルギー政策に則り、地球温暖化防止とエネルギーの安定供給、また地域経済の発展及び活性化に貢献することを目的としており、北海道の

	なのか 3600kW なのか、基数もどうなるかもわかりません。 累積的な影響を述べていると言っていますが、全体を見渡した、大所・高所からの総合的な見解ではありません。子供のおもちゃのブロックを 7 個つなぎ合わせただけのような、コピペで作った、環境影響評価準備書とは名ばかりのものだと思います。 道央地域には石狩湾新港に 170 万 kW(北電)を超える LNG 火力発電所や、10 万 kW(北ガス)の LNG 火発、10 数万 kW の風力発電所の計画もあり、道央地域には必要のない電力である。節電・省エネも進んできているので、さらに必要のない電力である。 無駄な風力発電所計画を断念することが、環境の保全になることを肝に銘ずべきである。 また、北本連系線を通して東京方面へ送るには、80 万 kW とは笑止千万な数字です。現在の送電可能量は 60 万 kW です。2019 年に 30 万 kW 増強されたとしても、風力発電の連携可能量が 30 万 kW 増えるとは限らない。 送電ロスによる熱放出、発電ロスによる熱放出、変電ロスによる熱放出は、北電の場合で総合損失電力は約 10%に及んでいる。送電網を作れば作るほど、放熱量は増えるのである。地球の温暖化を招くのである。 道北北部の送電網計画のうち、日本送電株式会社は計画の凍結を発表している。ユーラスエナジー系の北海道北部風力送電株式会社も断念するべきである。 この無駄な風力発電計画を断念することが、稚内市ならびに豊富町の自然環境の保全にかなうものである。	新エネルギー政策にも合致すると考えております。弊社は再生可能エネルギーの拡大に向けて事業を推進しておりますが、同時に自然環境への配慮を重要課題と位置付けており、当該地域における事業計画にあたっては環境影響評価を踏まえ可能な限りの環境配慮を行い、再生可能エネルギーと自然環境の共存・共生を目指して参ります。
9	我々酪農家には影響はないと考えています。地元プラスの効果が出るよう取り組んでください。	当社は、地球温暖化防止とエネルギーの安定供給に資すると共に、事業を通じて地域経済の発展及び活性化の一助となることを本事業推進の目的としております。 引き続き、地域の皆さまにご理解・ご協力頂きながら、自然環境及び地元の重要な産業である酪農業とも共存・共栄を目指して参ります。
10	未曾有の事故を引き起こす原子力発電所を即時廃止すべきです。 原子力発電に替わって火力発電を増やす事にも、反対です。火力発電所の出す多量の炭酸ガスは、地球の温暖化に拍車を掛けます。 日本が唯一選択が可能なのは、自然エネルギーです。自然エネルギーは輸入に頼ることなく生産できます。 北電は供給が不安定な自然エネルギーの割合が増えることによって、電力の安定供給ができなくなるといって、自然エネルギーが増えることを制限していますが、自然エネルギーで発電した電力で水素を生産し、	本事業は道北地域の優良な風資源を活用した風力発電計画としてエネルギーの多様化及び温室効果ガスの削減に貢献するものです。地域の自然・生活環境にも配慮して事業を推進して参ります。

	電力の不足時に水素で発電すべきです。 環境に配慮した風力発電の建設に賛成です。	
--	--	--

2. 騒音及び超低周波音、振動

No.	意見の概要	事業者の見解
11	7事業の準備書全てにおいて、配慮書と方法書の段階で問題視してきた論理的かつ科学的に見た上での欠陥がまったくクリアされないまま、多くの指摘内容が無視されている。したがって、7事業の準備書において、風力発電事業を推進する立場から影響が少ないことの論理的・科学的証明ではなく、事業推進の主張に終始しており、生活環境と自然環境を守る姿勢が非常に少ないと判断せざるを得ない。このままでは、将来において、7事業が健康被害と自然破壊という大きな環境問題を引き起こしてしまうと、大きな危惧を抱いている。国民・道民・住民の立場から生じる危惧に対して、本来の環境影響評価では、種々の危惧に対する明確な解消方法、健康被害と自然破壊の明確な回避方法が明示されなければならない。	本事業では、環境への配慮を重要課題と位置付けており、当該地域における事業計画にあたっては環境影響評価を踏まえ可能な限りの環境配慮を行い、再生可能エネルギーと環境の共存・共生を目指して参ります。本準備書においては、事業による影響を適切に予測評価するため、各分野の専門家のご意見を伺いながら、調査・予測・評価及び回避・低減するための環境保全措置について、十分な検討を行った上でお示しした所存です。
12	各準備書では、諸所で影響を低減したという環境保全措置を講じたことが記述されており、例えば、騒音及び超低周波音に関しては、風力発電機の配置位置を可能な限り離隔したから影響を低減できる、その効果は確実とする旨が記されている。しかし、その離隔距離はわずかであり、後述するように、事前の環境保全措置が講じられたとは言えない。	本準備書では、事前に環境影響を可能な限り回避・低減することを重要な環境保全措置と位置付け、風力発電機の配置検討にあたって、事前予測の結果を踏まえ、居住宅に近接する風力発電機の配置を見直すことにより、計画段階で騒音の影響を低減することに努めました。
13	準備書では何よりも先んじて、健康被害や自然破壊など、住民生活や国民・道民の財産で自然に支障が生じた場合は、「事業者が全責任をとる」と明記しなければならない。それに関連して、風力発電事業を推進する経済産業省や事業を誘致する地元市町村などにも責任があるが第一に事業者の責任が最も大きいことが準備書に明記されなければならない。	騒音・低周波音については、施設の稼働後の騒音の状況を把握するため、準備書に記載しました通り自主的なモニタリング（環境監視）を行います。また、影響の程度に関わらず、受け手側の感じ方が異なることも想定もされることから、施設の稼働後に地元住民の方から問い合わせ等があった場合には、速やかにヒアリングを行い、状況に応じて専門家等の助言を踏まえ、真摯に対応する所存です。なお、風力発電機による騒音や超低周波音と健康影響との直接的な因果関係については明らかとなっていないものと認識しておりますが、前述の通り、地元住民の方から問い合わせ等があった場合には、速やかにヒアリングを行い、状況に応じて専門家等の助言を踏まえ、真摯に対応する所存です。

14	準備書における環境保全措置の段階では、事前に悪影響を完全に回避する環境影響評価を示す必要があるにも関わらず、影響が少ないから規模の縮小や風車の位置を変更しなくても良いとの結論があり、悪影響を事前に回避しようとする姿勢が非常に少ない。そのため7事業の環境影響評価は、私たちの危惧を解消するように、改めて真摯に行う必要がある。 さらに事後対策の具体性がまったく記されていない。住民の財産保障を含んで、事後対策の内容を準備書に明記しなければならない。ところが、準備書にされた事後調査には、騒音及び超低周波音と風車の影の項目が欠けており非常に大きな問題である。以上について、事業者は準備書に明記できない、あるいは事後対策を実施しないというのであれば、計画を中止しなければならない。	本準備書では、事前に環境影響を可能な限り回避・低減することを重要な環境保全措置と位置付け、風力発電機の配置検討にあたって、事前予測の結果を踏まえ、居住宅に近接する風力発電機の配置を見直すことにより、計画段階で騒音の影響を低減することに努めました。 前述のとおり、騒音・低周波音については、施設の稼働後の騒音の状況を把握するため、準備書に記載しました通り自主的なモニタリング（環境監視）を行います。また、影響の程度に関わらず、受け手側の感じ方が異なることも想定もされることから、施設の稼働後に地元住民の方から問い合わせ等があった場合には、速やかにヒアリングを行い、状況に応じて専門家等の助言を踏まえ、真摯に対応する所存です。
15	事業者見解は、「超低周波音の測定、評価については、G特性は聞こえない音も含めた感覚閾値を元に心理的・生理的影響の特性として設定されたものであり、評価に採用するのは妥当であると考えます」であった。 しかし、この見解は医学的根拠に基づかない評価方法を採用する考えを強調しており、重要なことは国内外で健康被害を生み出してきた事実を無視しており、健康被害者を生み出さない評価方を採用しないことである。	超低周波音の評価の考え方については、方法書の意見に対する事業者の見解に記載したとおりです。なお、風力発電機による超低周波音と健康影響との直接的な因果関係については明らかとなっていないものと認識しておりますが、前述の通り、地元住民の方から問い合わせ等があった場合には、速やかにヒアリングを行い、状況に応じて専門家等の助言を踏まえ、真摯に対応する所存です。
16	方法書での少なくとも3～4kmの範囲に設定すべきであるという意見に対しての事業者の見解において、風力発電機が大型化するにつれて影響の及ぶ範囲が拡大化することについてまったく回答していない。事業者回答には騒音及び超低周波音による健康被害の危険性に関して、事前に回避する姿勢はまったく認められない。	騒音及び超低周波音は風力発電機からの距離が大きくなるに伴い減衰することから、対象事業実施区域近傍の居住宅を対象に予測評価を行いました。風力発電機による騒音や超低周波音と健康影響との直接的な因果関係については明らかとなっていないものと認識しておりますが、地元住民の方から問い合わせ等があった場合には、速やかにヒアリングを行い、状況に応じて専門家等の助言を踏まえ、真摯に対応する所存です。
17	方法書での意見に対して「居住宅と住居地域の両者に対して生活に支障をきたすような環境影響が生じないよう、準備書では調査・予測・評価を適切に行ってまいりました」とあるが、事業者みずから悪影響の及ぶ範囲を考慮して2kmを調査しているので、2km以内にある多数の居住宅については、その範囲の住民の健康被害を完全に無視しており、いくら「意図がない」と述べても、明らかに住民を不平等に扱っている。また、600mの距離にある豊富温泉は住居地域（市街地）であるので、「市街地を除外する」とした基本的な考え方に反している。従って、上記の回答は無責任極まりないものと言える。	騒音に関しては、準備書に記載のとおり風力発電機からの寄与は距離とともに小さくなるという予測結果になっています。したがって、評価地点については、風力発電機に近い居住宅を中心に設定しております。 また、風車の影に関しては、太陽の動きで風車の影が発生する方向が決まってくるので、距離及び方角を踏まえた予測を行っています。 なお、「市街地を除外する」考え方は、離隔距離についてではなく、対象事業実施区域に含まれるか否かを焦点としています。
18	事業者見解は、「事業実施想定区域から事業実施区域への絞込み（居住宅の数が減少したこと）のみによって、対象事業実施区域とその周辺における影響がなくなるわけではなく、区域の絞込みによって少なからず対象事業実施区域からの距離が確保されたことによって、対象事業実施区域とその周辺における居住宅への影響が回避・低減されているとしております」と回答しているが、事業者みずから影響が及ぶ危険性があるとした2kmの調査範囲内に多	本事業では、配置検討段階で可能な限り影響を回避、低減するための検討を行ってまいりました。事前予測によって環境影響が想定された風力発電機やアクセス路については配置の見直しを実施し、対象事業実施区域から除外しており、本検討自体が環境影響を回避・低減につながる重要な環境保全措置と考えております。本準備書では、その検討過程を明確にお示ししたものです。また、

	数の居住宅がある事実から、そこの住民への影響が回避・低減されているとは決していうことはできない。 さらに事業者見解は「本準備書では、第2章に記載した通り風力発電機の配置検討にあたり現地調査結果及び想定される環境影響を踏まえて配置計画及び方法書段階で設定した対処事業実施区域の見直しを行い、計画段階での騒音及び低周波音を含む事前予測を行っています」となっている。しかし、区域の見直しをしたのであれば、2km 以内の居住宅と 600m にある豊富温泉への影響を回避するには、それらに悪影響の及ぶ可能性があるという 2km の距離範囲外に風力発電機を遠ざける必要がある。さらに、風車の大型化・ウインドファーム化などによる健康被害の増大回避のため、方法書段階で 3～4km の範囲で居住宅を確認する必要があるとの意見を述べたが、それには全く回答しないまま、風車の仕様が準備書段階で最大 3,600kW に変更され、風車の大型化・ウインドファーム化が一層進められている。ここには、国民・住民の意見に真摯に回答しない姿勢が明らかであり、事業者は環境保全・健康被害回避を目的とした環境影響評価の趣旨を完全に無視していると言わざるを得ない。	風力発電機の配置検討にあたっては、居住宅に近接する風力発電機の配置を見直すことにより、計画段階で騒音の影響を低減することに努めました。したがって、事業者の実行可能な範囲で低減されているものと評価しています。 なお、騒音・超低周波音や風車の影については、影響の程度に関わらず、受け手側の感じ方が異なることも想定もされることから、施設の稼働後に地元住民の方から問い合わせ等があった場合には、速やかにヒアリングを行い、状況に応じて真摯に対応する所存です。
19	風車建設予定地から 1km 以内などの近い場所に人家等があるため、低周波騒音によるストレスが懸念される。海外ではこの被害が認められており、施設からの距離制限もある。従ってその影響(複合的影響を含む)について精査すべきである。また可能性のある影響や、影響が出た場合の対応内容を示すべきである。	現在、日本国内では風力発電機から発生する超低周波音等に対して明確な規制値等は示されておりませんが、本事業では、風力発電機の配置検討にあたって、事前予測を実施し、騒音・超低周波音等の観点から環境配慮の検討を行いました。その結果、本事業については、居住宅に近接する風力発電機の配置を見直すことにより、計画段階で騒音の影響を低減することに努めました。 また、施設の稼働後には、風力発電機からの騒音の状況を把握するために環境監視を実施し、その結果により必要に応じて、専門家等の助言を踏まえて事業者の実行可能な範囲で追加的な環境保全措置を実施することとしています。 なお、騒音・低周波音に関しては影響の程度に関わらず受音側の感じ方が異なることも想定されることから、施設の稼働後に地元住民から騒音に関する問い合わせ等があった場合には、速やかに当該住民からヒアリングを行い、状況に応じて専門家等の助言を踏まえて、対策を図ることとしています。
20	本州では大型風力発電の低周波音被害を訴える人が確実に存在していると聞いています。日本弁護士連合会も動き出したとも聞いている。この7事業においても稼働後被害が起こることは目に見えています。外国の基準を見ても、現在の国の基準では大型風力発電はあまりに住宅地に近くに建設されます。	現在、日本国内では風力発電機から発生する超低周波音等に対して明確な規制値等は示されておりませんが、本事業では、風力発電機の配置検討にあたって、事前予測を実施し、騒音・超低周波音等の観点から環境配慮の検討を行いました。その結果、本事業については、居住宅に近接する風力発電機の配置を見直すことにより、計画段階で騒音の影響を低減することに努めました。 また、騒音・低周波音に関しては影響の程度に関わらず受音側の感じ方が異なることも想定されることから、施設の稼働後に地元住民から騒音に

		関する問い合わせ等があった場合には、速やかに当該住民からヒアリングを行い、状況に応じて専門家等の助言を踏まえて、対策を図ることとしています。
21	医学的に低周波音被害が解明される日が近い将来必ず来ます。それだけ全世界で被害があるのです。 貴社の事業が始まってからでも被害がおこれば稼働中止になる時代が必ず来ます。それは公害の歴史が語っています。ぜひ貴社も全国で起きている被害を学び、はやくこの事業から撤退することが最善の道だと思っています。	当社は豊富な風資源を有する道北地域において、当該地域の自然環境及び生活環境に最大限配慮した風力発電事業を推進し、地球温暖化防止とエネルギーの安定供給に資すると共に、事業を通じて地域経済の発展及び活性化に貢献することを目的として、事業を勧めて参ります。 現在実施中の環境影響評価の手続きの中で、環境影響を可能な限り低減できるように努めております。本事業では、風力発電機の配置検討にあたって、事前予測を実施し、騒音・超低周波音等の観点から環境配慮の検討を行いました。その結果、本事業については、居住宅に近接する風力発電機の配置を見直すことにより、計画段階で騒音の影響を低減することに努めました。 また、騒音・低周波音に関しては影響の程度に関わらず受音側の感じ方が異なることも想定されることから、施設の稼働後に地元住民から騒音に関する問い合わせ等があった場合には、速やかに当該住民からヒアリングを行い、状況に応じて専門家等の助言を踏まえて、対策を図ることとしています。

3. 風車の影

No.	意見の概要	事業者の見解
22	方法書では、ブレードの 10 倍、すなわち 1km の範囲で良いとの事業者見解に対し、私たちが把握している根拠を考え合わせると、予防原則を重視して、超低周波音と同様に、少なくとも 3～4km の範囲で調査・予測・評価すべきであるとの意見であった。 それに対して、「他国の事例等を踏まえ予測範囲は 2km にした」との事業者見解であった。他国の事例を参考にしたとしても、風力発電事業を進める立場から都合の良い部分だけ利用しており、風車の影による健康被害を回避する姿勢がまったく示されていない。 7 事業の準備書では、年間 30 時間かつ 1 日 30 分を超えない指針を用いて予測されているが、問題は、みずからが示した指針に合致しない居住宅が多数に及ぶ事実があり、それにもかかわらず、その事実を無視して風力発電計画を進めることである。したがって、事業者は改めてみずからの指針に合うように配置計画を見直すか、風車の基数を減少させなければならない。	風車の影の影響範囲については、現状では国内の指針値が示されておらず、国内の既存事例や海外の文献等を参考に予測範囲を設定せざるを得ないのが現状です。本方法書においても環境省の検討会資料（第 5 回風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会資料 資料 4 他の環境影響（シャドーフリッカー）に関する調査、予測及び評価について 5 ページ）に記載されているドイツのガイドラインを参照し、予測範囲を設定いたしました。 採用しております参照値はドイツで設けられたものであり「実際の気象条件を考慮しない場合で、年間 30 時間かつ 1 日 30 分間をこえないこと」としてあります。 実際の気象条件を考慮しない場合の各国の基準値はこのドイツの指針値を参考にしているものであると考えられるため、ドイツの指針値を参照値と致しました。なお、本準備書では、事前に環境影響を可能な限り回避・低減することを重要な環境保全措置と位置付け、風力発電機の配置検討段階での影響を低減することに努めました。

4. 動物

No.	意見の概要	事業者の見解
23	欧米での風力発電アセスメントにおいて、最も影響を受ける分類群として、コウモリ類と鳥類が懸念されており（バット&バードストライク）、その影響評価等において重点化されている。本準備書においては鳥類への影響評価は行われているが、コウモリ類への影響評価は鳥類と比較すると皆無である。また、風車の影については海外の論文を用いて影響評価を行っているが、コウモリ類については一般書や古い資料を参考に文章が構成されている程度であり、コウモリ類の生態についての認識が極めて浅い。 従って、本意見はコウモリ類への影響評価のやり直しを求めるものである。	コウモリ類については、専門家に助言を戴きながら調査・予測・評価の検討を進めており、調査手法については方法書手続きを経て決定しています。本準備書では、専門家の助言や文献資料等の一般生態情報をふまえて、調査結果に基づく環境影響評価を実施しております。
24	既存資料調査における重要種に「オヒキコウモリ」が挙げられているが、影響予測等の対象とされていない。意味のない既存資料調査に対価を与えるべきでない。本種についての影響予測を行うこと。	重要な種に係る影響予測は、現地調査で確認された種を対象に実施しております。コウモリ類については、バットディテクターによる調査のため確認された周波数帯に基づき想定される種について予測評価を実施しております。
25	調査時刻の記載がなく、本当にコウモリの活動時刻に合わせた調査を行ったか不明である。さらに本準備書において使用されたバットディテクターの機種は明記されていないが、ヘテロダイン方式の場合、入感した音声の強弱や周波数を判断することはできない。機種本体の周波数がない場合は30KHz代の音声弱い20KHz代として聞き取られてしまう。ただしフリークエンシーディビジョン方式の場合はピーク周波数が記録できるので、使用機種とすべての音声およびその時刻を提示すべきである。 フィールドサインの調査は春・秋・冬季に行われているが、夏季は行われていないことから、コウモリ類を対象とした調査ではないと考えられる。また、哺乳類相としてのコウモリ類の確認がないことは、調査の質に問題があると言える。	バットディテクターによる調査は、一般的な調査で用いられる機種を用いて、コウモリの活動が活発になると考えられる日没前後を中心に調査を実施しています。 コウモリ類については、春・秋・冬季において、哺乳類全般を対象とした調査として、樹洞内の確認、大きな枯葉の中に個体がいかなどの生息確認調査を実施し、夏季についてはコウモリ類に特化した調査を実施しており、四季を通じて生息確認をしております。
26	「3箇所を確認された」と述べているが、これは専門家が意見した頻度ではない。	現地調査は、専門家のご指導を頂きつつ実施したものであり、その結果をお示ししています。
27	コウモリ類への影響予測として、「音声の入感が少ないから、コロニーや埴は分布しない」等の結論を述べているが、そもそも2晩しか音声調査を行っておらず、かつ捕獲調査やねぐら調査を行っていないのに、なぜこの結論に至るのか理解できない。音声の入感数とねぐらの在不在について客観的な事例を挙げて説明するべきである。 また、「迂回可能な空間が確保されている」と述べているが、これは明らかな主観である。迂回可能な空間について経済産業大臣の意見通り、客観的かつ科学的に説明するべきである。バットストライクについては事後調査を行い、迂回可能な空間についての科学的なデータを取得すべきである。	哺乳類のフィールドサイン調査の際に、コウモリ類のねぐらになり得る橋梁や樹洞等の確認も行っております。予測評価においては、入感回数に加えフィールドサイン調査におけるねぐらの確認状況も踏まえて予測評価を行っております。なお、風力発電機の影響を考慮するに当たり、ブレードの高さを飛翔する個体の捕獲は不可能であることから、専門家のご意見も踏まえ捕獲調査は実施しておりません。また、個々の風力発電機間には数百mの間隔があり、コウモリ類の確認状況及び個体サイズ等を踏まえ、迂回可能な空間は確保されているものと予測しております。
28	コウモリ類の確認位置において「生息地保全の観点から	当該箇所は、希少種の生息地保全の観点から記載

	～確認位置は示していない」と述べている。生息地保全を謳うならば、本来風車を立てるべきではない。事後において保全対策に値するバットストライク調査を行うことを明記すべきである。	したものです。なお、本事業では、鳥類に係る事後調査としてバードストライクに関する死骸確認調査を行います。その際にコウモリ類についても合わせて確認することとしています。
29	配慮書に対する経済産業大臣意見の「2. (3)②」および「3. (4)」を励行していない。また、方法書における北海道知事意見の 2. (5), 3「コウモリ類の調査について、より正確な状況把握を行うため、四季を通じた調査を行うとともにバットディテクターによる調査は、」も励行していない。さらに、専門家の意見として、「哺乳類の調査は・・・捕獲調査・・・」と指示されており、ネズミ類のみの捕獲調査を示唆しているものではない。また、「バットディテクター調査・・・利用頻度の高い場所や移動経路に留意した・・・」と指示されているが、本準備書ではすべてを行っていない。改めて専門家に確認を取るべきである。これらのことから本準備書のコウモリ類についての影響評価は各意見を歪曲、無視したものである。	経済産業大臣意見及び北海道知事意見を踏まえた経済産業大臣勧告について、個々のご指摘に対して専門家十分な検討の上対応してきている所存です。 コウモリ類については、春・秋・冬季においては、哺乳類全般を対象とした調査として、樹洞内の確認、大きな枯葉の中に個体がいかなどの生息確認調査を実施しており、夏季についてはコウモリ類に特化したバットディテクター調査を実施しており、コウモリ類については四季を通じて生息確認をしております。 また、専門家ご意見にある捕獲調査はネズミ類の捕獲調査を指すものであり、コウモリ類の現地調査は、専門家のご指導を頂きつつ実施したものであり、その結果をお示ししています。
30	改めて知識と経験が豊富なコウモリ類の専門家へのヒアリングを行い、経済産業大臣および北海道知事の意見・勧告に従い、適切な調査時期と調査手法、解析によってコウモリ類の影響評価について指導を受け、さらに環境保全に対して真摯な業者に委託することを強く意見する。	経済産業大臣意見及び北海道知事意見を踏まえた経済産業大臣勧告について、個々のご指摘に対して、必要に応じて専門家のご意見も踏まえ十分な検討の上対応致しました。コウモリ類を含む哺乳類についても、北海道における哺乳類の生息状況に関する知識と経験豊富な専門家にご指導頂き、調査、予測、評価を行い、環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施することとしています。
31	調査で使用したバットディテクターの機種名、使用台数等を記載すること。 バットディテクターの探知距離は短く、地上から高空（ブレードの回転範囲）を飛翔するコウモリの声はほとんどキャッチできないが、事業者はその点を検証したか？検証した場合はその方法及び結果を記載すること。 バットディテクター調査について、調査日ごとに調査時刻、天候、気温、風速を記載すること。 準備書の哺乳類調査地点をみると、バットディテクター調査で、いつ、どこを踏査したのかが全くわからない。「バットディテクター調査による任意踏査ルート」を別図に記載すること。 地上にいるネズミ類は捕獲調査したが、ブレードに衝突するおそれの高いコウモリ類について、捕獲調査をしなかった理由はなにか。	準備書には調査手法の概要をお示ししておりますが、コウモリ類を含む哺乳類については、北海道における哺乳類の生息状況に関する知識と経験豊富な専門家にご指導頂き、現地調査を実施しており、その調査結果をふまえて予測、評価を行い、環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施することとしています。なお、コウモリ類の捕獲調査については、専門家のご意見も踏まえ、風力発電機のブレードの高さを飛翔する種の捕獲は不可能であることから、バットディテクターでのみの調査としました。

32	北海道知事意見に対して専門家ヒアリングを実施しているが、意見聴取したのは「哺乳類・爬虫類・両生類」の専門家1名であって、「コウモリ類」の専門家には意見聴取を行っていないようです。 コウモリ類の専門家ならば、「風力発電によるコウモリ類の死亡事故」が国内及び欧米で問題となっていることを認識しており、この点をふまえた助言をするはず。 その理由としてコウモリ類の専門家が所属する「コウモリの会」では、2012年8月17日、「風力発電施設建設に際してのコウモリ類保全の要望」を環境大臣、各都道府県知事、各政令指定都市市長宛に、9月4日、経済産業大臣、および独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構理事長宛に送っています。この要望書では風力発電アセスにおいてコウモリ類について調査の重点化をするよう求めています。この要望書送付の事実から、事業者が意見聴取した「専門家」の方は、コウモリ類が専門ではないのは明白です。	北海道知事意見については、個々のご指摘に対して、必要に応じて専門家のご意見も踏まえ十分な検討の上対応してきた所存です。 コウモリ類を含む哺乳類（両生類・は虫類を含む）については、北海道におけるこれらの分類群の生息状況に関する知識と経験豊富な専門家（コウモリ類についても研究実績あり）にご指導頂き、調査、予測、評価を行い、環境影響を、可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施することとしています。 今後は事後調査を実施し、バットストライクの有無についても実施可能な範囲で把握する予定であります。
33	北海道知事意見に対する事業者の見解として、「専門家へのヒアリングを行い、その助言をもとに適切な調査時期、方法等を設定して調査を実施しました。」とありますが、本準備書のコウモリ類の調査日数をみると、たったの2日です。1年のうち、1季、それもたった2日の調査で、知事意見にある「四季を通じたコウモリの正確な状況把握」ができるはずがないので、これは「適切」な調査ではなく、事業者が「専門家」の意見を、拡大解釈した「手抜き」調査です。 事業者は、きちんと「コウモリ類の専門家」（コウモリの音声やバットストライクについて詳しい方）に至急、意見聴取をして、知事意見にある「四季を通じたコウモリの正確な状況把握」ができるよう必要十分な調査を行ってください。必要十分な調査については、事業者とその委託先であるコンサルタントの独自の判断によらず、コウモリの専門家の指導を受けつつ調査を進め、必要に応じて保全措置をしてください。	北海道知事意見については、個々のご指摘に対して、必要に応じて専門家のご意見も踏まえ十分な検討の上対応してきた所存です。コウモリ類を含む哺乳類についても、北海道における哺乳類の生息状況に関する知識と経験豊富な専門家にご指導頂き、調査、予測、評価を行い、環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施することとしています。 なお、哺乳類のフィールドサイン調査の際に、コウモリ類のねぐらになり得る橋梁や樹洞等の確認も行っております。予測評価においては、入感回数に加えフィールドサイン調査におけるねぐらの確認状況も踏まえて予測評価を行っております。
34	「環境保全措置として本種の餌動物である昆虫類を誘因しないよう、夜間稼働時のライトアップは実施せず」とあるが、コウモリがブレードに接近するのは昆虫類だけが原因ではない。	コウモリ類の影響要因の一つとして「餌動物である昆虫類の誘因」を例示しており、その環境保全措置の一つとして「夜間稼働時のライトアップを実施しない」旨を記載させていただいております。
35	国内では周波数帯 50kHz のコウモリ類は、ヒナコウモリ科しかない。よってコウモリ目ではなく、ヒナコウモリ科 (50kHz) とすべきである。	種の表記については、専門家の助言をふまえてお示ししております。

36	「改変は風力発電機の設置箇所及び一部の搬入路に限定されること」によりコウモリ類が「ブレード、タワー等への接近・接触が生じる可能性は低い」とした根拠はなにか？ 「風力発電期間の迂回可能空間を確保する」ことにより、コウモリ類が「ブレード・タワー等への接近・接触が生じる可能性は低い」とした根拠はなにか？ そもそも本準備書ではコウモリ類の飛翔ルートを把握していないし、バットストライクの予測のために必要なデータをまるで収集していない。実施したのは、コウモリがいるか、いないか、を把握する調査である。それも1年のうちのたった2日間しか調査していない。よって、事業者はコウモリが風力発電期間を迂回可能であるか否かを知る由がない。 コウモリ類のブレード・タワーへの接近・接触について、定性的な予測をするならば、むしろ、これまでの国内外の事例からコウモリがブレードへ接近・接触して巻き込まれる可能性が高いと考えるべきではないか。	コウモリ類を含む哺乳類については、北海道における哺乳類の生息状況に関する知識と経験豊富な専門家にご指導頂き、調査、予測、評価を行い、環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施することとしています。 なお、哺乳類のフィールドサイン調査の際に、コウモリ類のねぐらになり得る橋梁や樹洞等の確認も行っております。予測評価においては、入感回数に加えフィールドサイン調査におけるねぐらの確認状況も踏まえて予測評価を行っております。なお、風力発電機の影響を考慮するに当たり、ブレードの高さを飛翔する個体の捕獲は不可能であることから、専門家のご意見も踏まえ捕獲調査は実施しておりません。 また、個々の風力発電機間には数百mの間隔があり、コウモリ類の確認状況及び個体サイズ等を踏まえ、迂回可能な空間は確保されているものと予測しております。
37	コウモリの死体はタンチョウや猛禽類等より小さいため、月2回程度の頻度では、カラスや中型哺乳類などにより持ち去られて消去してしまう。ひとつの風力発電機につき、最低でも4回/月以上の死骸探索を、全ての風車について行うこと。コウモリのコウモリ類の死骸は普通種も含めてすべて冷凍保存し、「コウモリの専門家」に分析(種の同定を含む)を依頼すること。もしコウモリの死体が発見された場合は、至急「コウモリの専門家」(バットストライクに十分な知識のある者)に相談し、必要な保全措置を講じること。	コウモリ類を含む哺乳類については、北海道における哺乳類の生息状況に関する知識と経験豊富な専門家にご指導頂き、現地調査を実施しており、その調査結果をふまえて予測、評価を行い、環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施することとしています。 なお、今後、事後調査についてもバードストライクに関する調査の実施時に併せてコウモリ類等の死体確認も行い、調査結果についても専門家にご確認戴く予定です。
38	事前調査は、以下のことを明らかにするために行われるべきである。すなわち、 ①建設予定地とその周辺における生息種の把握 ②生息種の利用形態(出産ねぐら、集団越冬地、飛翔経路、採餌エリア、移動ルート)の把握 ③建設予定地とその周辺における生息種の活動量と季節・微気候条件(例えば風速、気温、降水量など)・時間帯との関連性との把握 ④計画された風車における、各種コウモリの年間の出現時期とその空間分布(水平方向と垂直方向の両方で)の特定 上記によって、事後モニタリングだけでなく、プロジェクトの中止、風車設置場所の変更、サイトに応じたフェザリング、高いカットインスピード、一時的な風車の回転停止を含む、コウモリの衝突死を防ぐための各種回避策や軽減策の設定が可能になる。 コウモリ類は飛行するため、計画地(付帯施設、工事用・搬入道路を含む)の周囲1km以内を音声調査範囲、周囲5km以内を捕獲調査範囲とそれぞれ定めるべきである。既存資料調査等においてコウモリ類の出産哺育地または越冬地などが確認された場合、5km圏外においても調査対象とするべきである。調査期間は事前(建設前)の場合は2年間以上、事後(建設後)の場合は3年間以上とすべきである。	コウモリ類の現地調査については、北海道のコウモリ類を始めとする哺乳類に係る豊富な知見を有する専門家のご指導の元、北海道内の他の開発事業で実施している調査内容も参考に検討した上、実施しております。また、調査結果についても専門家にご助言を頂いた上で予測評価を実施しております。 また、本準備書にお示しした環境保全措置を実施することで、コウモリ類を含め動物への影響を可能な限り回避、低減する所存です。 なお、本事業では、鳥類に係る事後調査としてバードストライクに関する死骸確認調査を行います。その際にコウモリ類についても合わせて確認することとしています。
39	音声によるコウモリの活動量調査は、可能な限り既存施	コウモリ類を含む哺乳類については、北海道にお

	設を使用し、フルスペクトラム方式で記録できるバットディテクターを高所(好ましくはブレード回転範囲内)に設置して行い、少なくとも1カ月に1週間連続して一晩中継続した録音調査を1年以上は実施する。(いわゆる普通のバットディテクターではこの調査は不可能) 20～30kHzの音声で飛行するコウモリ類(ヤマコウモリ、ヒナコウモリ、ヒメヒナコウモリ、キタクビワコウモリなど)は、ブレードによるバットストライクにより死亡する危険性が極めて高い。このためこれらのコウモリの音声記録された場合は、バットストライクの可能性を考慮したプロジェクトの中止、風車設置場所の変更、サイトに応じたフェザリング、高いカットインスピード、一時的な風車の回転停止を含む、コウモリの衝突死を防ぐための各種回避策や軽減策を考慮すべきである。	ける哺乳類の生息状況に関する知識と経験豊富な専門家にご指導頂き、現地調査を実施しており、その調査結果をふまえて予測、評価を行い、環境影響を可能な限り回避・低減すべく環境保全措置を実施することとしています。 なお、音声調査についても、専門家のご助言頂き、一般的なバットディテクター調査を実施しており、調査結果についても専門家にご確認戴いたうえで予測評価を行っています。
40	植生や地形を中心に捕獲調査を行うこと。特に森林内に設置が計画された場合は、集中的な調査が必要で、捕獲調査(かすみ網およびハーブトラップ)による生息種と生息状況の確認、バットディテクターによる樹冠上の飛翔種の調査、場合によっては、捕獲された個体に発信器を装着してねぐらを探索するラジオテレメトリー法によって、樹木ねぐらを探索する調査を行う必要がある。さらに、周囲2kmを含む調査範囲において、日中、出産哺育、冬眠ねぐら等の探索を行うこと。出産哺育地や越冬地などの重要なねぐらについては、個体数変動などについては複数年にわたるモニタリングを行うこと。既存資料などで記録されているねぐら以外にも、発見されていない「潜在的なねぐら」を探索する必要がある。 建設予定地に森林が隣接している場合は、未知の樹木ねぐらが多く存在している可能性があるため、出産哺育に利用されている潜在的な樹木ねぐらを特定するために、剥がれそうになった樹皮や樹洞のある樹木または立ち枯れ木(胸高直径25センチ以上と設定)の森林内での密度を測定、樹木ねぐらが多く存在するエリアを特定し、ねぐら候補木の前で日没後、目視をバットディテクターによって出巢確認調査を行うとある。 捕獲の時期は、調査地域におけるコウモリの活動期間を考慮して、2年以上活動期には月1回以上実施することが重要である。捕獲された種は、種同定、年齢、性別、生殖状態、各体部の計測及び写真撮影を行い、可能であれば標識を行い、速やかに放獣する。特に出産哺育期および越冬前期においてはコウモリ類へのディスターブに配慮した対処をする必要がある。	ブレードの高さのコウモリ類の飛翔は、研究者においてもその把握は難しいと認識しております。また、コウモリ類の捕獲調査については、専門家のご助言を踏まえ、風力発電機のブレードの高さを飛翔する種の捕獲は不可能であることから、バットディテクターによる調査としました。なお、調査対象箇所は、風力発電機の設置が想定される尾根付近や、コウモリ類の移動経路になりうる可能性のある林道上等で実施しております。
41	調査は、コウモリ類の生態に詳しい専門家の指導の下に行うこと。調査はコウモリ類の生態調査に熟練した人物を多く集団で実施すべきである。	コウモリ類の現地調査については、北海道のコウモリ類を始めとする哺乳類に係る豊富な知見を有する専門家のご指導の元、北海道内の他の開発事業で実施している調査内容も参考に検討した上、実施しております。また、現地調査においても、北海道内の野生生物調査について豊富な経験を有する調査員に委託し行っております。

42	バッドストライク(コウモリの風車への衝突)が大きく懸念される。これを避けるために、コウモリに関するさらなる詳しい調査を行うべきである。	本事業では、鳥類に係る事後調査としてバードストライクに関する死骸確認調査を行います。その際にコウモリ類についても合わせて確認することとし、事後の状況把握にも努める所存です。
43	利尻礼文サロベツ国立公園周辺は、オジロワシやヒシクイなどの貴重な野生生物の渡りルート・繁殖地となっています。また、同地域は国内有数の湿地帯ですが施工時には森林伐採や水質汚濁も考えられるため、植物相や水生動物等も含めた道北の貴重な生物に対する大きな影響がないか、適切な調査に基づく評価と対策を示していただきたいと考えます。	鳥類への影響については、配置計画段階での事前予測により、オジロワシ等の希少猛禽類の営巣地に対して、影響の回避・低減の検討を行っております。また渡り鳥については広範囲における調査により当該地域の主要な渡りルートを把握しております。
44	野鳥の会の会員でもあり、オジロワシ・オオワシの生活域である原野の風車建設は貴重な鳥たちの保全に危機となることが懸念される。 野鳥の会でも渡りの鳥たちが風車によってまきこまれ、死ぬ数が近年増え、憂慮しています。フクロウ等夜間に渡る鳥もあり、影響が心配です。	鳥類への影響については、配置計画段階での事前予測により、オジロワシ等の希少猛禽類の営巣地に対して、影響の回避・低減の検討を行っております。 また渡り鳥については広範囲における調査により当該地域の主要な渡りルートを把握しております。
45	以下の理由により希少種への影響を評価することができない。 1. 重要種の飛翔図や行動図が示されていない。 繁殖期に限定せず、全季節のものを開示すれば、飛翔図から営巣場所がわかることはないと考える。 御社の都合で開示されない場合は、重大な影響があるため開示できないと判断する。 その場合、地元のNPO法人の理解を得られる状況になく、環境影響評価の趣旨に合わないものと判断する。 2. 各調査について調査に費やした時間が示されていないので、確認回数の多少及び時期が判断できない。 3. ガンカモの渡りについて、調査結果では中継地周辺への採餌のための移動がほとんどで、それ以外の場所での記録が少ない。従って渡り経路を十分に把握できているとは考えられない。それを把握するためにはレーダーによる調査が効果的と考える。 4. 風車建設予定地周辺において希少種が営巣している場合は建設により、繁殖に直接的影響が懸念される。	図書の作成にあたり、希少な野生動植物に係る情報の公開にあたっては、関係機関との協議結果も踏まえ、希少種の生息・生育地の保全の観点から行っています。 準備書においては、調査手法及び結果をとりまとめたものを掲載していますが、ご指摘を踏まえ記載する情報については、評価書段階で検討致します。 ガンカモ類については、対象事業実施区域及びその周辺を含む広範囲に調査地点を配置し調査を行っており、中継地周辺のみならず事業地周辺での渡りについても十分に把握できているものと考えています。本事業においては、鳥類の広域的な飛翔状況を把握することが重要と考えております。レーダー調査については地形や範囲等の制約が多いことから、現地調査計画の検討に当たっては、広範囲における情報を網羅的に把握するために目視による調査を基本としております。 対象事業実施区域周辺における希少種の繁殖状況は現地調査により把握しており、繁殖への影響も含めた予測評価を行っています。
46	多くの風車の建設により、バードストライクによる直接的影響以外にも、複合的影響によりガンカモを始めとする渡り鳥経路を塞いでいる。 移動経路を塞がれることは渡りにとって大きな影響となる。 風車建設により渡り鳥の数が減少することになれば、国立公園としてのサロベツや宗谷地方の資質を損なうことになる。 今後、稚内では道東地方と同様に鳥の観察を閑散期における観光の目玉とする計画が推進しているため大きな影響が懸念される。	渡りの移動経路に関する累積的な影響については、専門家のご意見を踏まえつつ、対象事業実施区域及びその周辺を含む広域調査により、当該地域における主要な渡り経路の把握に努め、周辺事業を含めた累積的影響の予測及び評価を行いました。その結果、主要な経路は確保されていること、中継地の分断はないこと、迂回による移動経路の変更はわずかであることから影響は小さいものと予測しています。なお、渡り鳥への影響については、不確実性を伴うため事後調査を実施し、必要に応じた追加的保全措置の検討も行う計画としており、渡り鳥については引き続き環境影響の回避・低減に努めます。

47	オジロワシについて地元 NPO 法人が把握した限りでは、営巣地に近い場所や重要な越冬地に近い場所に風車の建設計画があるため、風車による著しい影響が懸念される。 オジロワシは個体数が少ないので、確認頻度(メッシュ図)における確認数は少なくとも影響は大きいと考える。	対象事業実施区域周辺におけるオジロワシの繁殖状況は現地調査により把握しており、繁殖への影響も含めた予測評価を行っています。 渡り個体については、現地調査の結果から、増幌川沿いに渡り期の一時的な中継地が形成されるものと考えられますが、主要な経路は確保されていること、中継地の分断はないこと、迂回による移動経路の変更はわずかであることから影響は小さいものと予測しています。
48	一般鳥類(小鳥)の渡りについて影響を評価できない。事業地域は国内における主要な渡り経路である。 一般鳥類は、大群で渡るのでその影響は極めて大きいと考えられる。 渡りの時期は、一時期に夜間に集中的に動くことが多く、小鳥の渡り状況が準備書結果からは全く把握できない。 一般鳥類の渡り状況を把握するためにはレーダーによる調査が必要である。	渡りの調査では、一般鳥類の渡りが多いとされる日没後および日の出前の時間帯を含め調査を実施しております。本事業においては、鳥類の広域的な飛翔状況を把握することが重要と考えております。レーダー調査については地形や範囲等の制約が多いことから、現地調査計画の検討に当たっては、広範囲における情報を網羅的に把握するために目視による調査を基本としております。
49	以下の理由により希少種の影響を評価することができないため、必要な情報を開示すべきである。 1. 重要種の飛翔図(特に猛禽類)や行動図(タンチョウ)が示されていないので、開示すべきである。私たちが把握する限り、オジロワシの営巣場所に近い場所や重要な越冬地に近い場所に風車の建設計画があるため、風車による著しい影響が懸念される。影響がないのであれば非公開情報を開示し、お互いに納得できる形で影響について検証すべきである。 2. 各調査に費やした時間が示されていないので、確認数が多い少ないを判断できない。調査方法について詳しく示すべきである。	図書の作成にあたり、希少な野生動植物に係る情報の公開にあたっては、関係機関との協議結果も踏まえ、希少種の生息・生育地の保全の観点から行っています。 準備書においては、調査手法及び結果をとりまとめたものを掲載していますが、ご指摘を踏まえ記載する情報については、評価書段階で検討致します。

50	以下の項目に関して調査が不足しているので、適切な評価ができない。再調査をするべきである。 1. ガンカモの渡りについて調査結果では中継地周辺へ採餌のための移動がほとんどで、それ以外の場所での記録が少ない。従って渡り経路を十分に把握できていると考えにくい。それを効果的に把握するためにレーダーによる調査が効果的であるので行うべきである。 2. 一般鳥類(小鳥)の渡りについて調査が行われていないため、影響を評価できていない。事業地域は国内における主要な渡り経路である。一般鳥類といえども、大群で渡るのでその影響は無視できない。しかしながら、渡りの時期の一時期の夜間に集中的に動くことが多いとされている。小鳥渡り状況が準備書結果からは全く把握できていない。小鳥の渡り状況を把握するためには、レーダーによる調査が効果的であるため行うべきである。	ガンカモ類については、対象事業実施区域及びその周辺を含む広範囲に調査地点を配置し調査を行っており、中継地周辺のみならず事業地周辺での渡りについても十分に把握できているものと考えています。本事業においては、鳥類の広域的な飛翔状況を把握することが重要と考えております。レーダー調査については地形や範囲等の制約が多いことから、現地調査計画の検討に当たっては、広範囲における情報を網羅的に把握するために目視による調査を基本としております。 渡りの調査では、一般鳥類の渡りが多いとされる日没後および日の出前の時間帯を含め調査を実施しております。本事業においては、鳥類の広域的な飛翔状況を把握することが重要と考えております。レーダー調査については地形や範囲等の制約が多いことから、現地調査計画の検討に当たっては、広範囲における情報を網羅的に把握するために目視による調査を基本としております。
51	以下の項目に関して評価が不適切であるため、指摘した点を考慮した上で再評価するべきである。 多くの風車の建設により、バードストライクによる直接的影響以外にも、複合的影響によりガンカモを始めとする渡り鳥経路を塞いでいる。移動経路を塞がれることは渡りにとって大きな影響となる。これは他の事業者との兼ね合いも含めて最悪の事態を想定して考えるべきである(北海道知事意見の指摘事項でもある)。風車建設により渡り鳥の数が減少したり、渡り経路が変わり飛来しないことになれば、国立公園としてのサロベツや宗谷地方の資質(観光資源)を損なうことになる。現在、稚内では道東地方と同様に野鳥の観察を閑散期の観光の目玉とする計画が推進している。従って、渡り経路を塞ぐような風車の建設計画避けるべきである。仮に風車建設により観光などに対して影響があった場合にどのような対応をするのか明らかにしていただきたい。	渡りの移動経路に関する累積的な影響については、専門家のご意見を踏まえつつ、対象事業実施区域及びその周辺を含む広域調査により、当該地域における主要な渡り経路の把握に努め、周辺事業を含めた累積的影響の予測及び評価を行いました。その結果、主要な経路は確保されていること、中継地の分断はないこと、迂回による移動経路の変更は、わずかであることから影響は小さいものと予測しています。なお、渡り鳥への影響については、不確実性を伴うため事後調査を実施し、必要に応じた追加的保全措置の検討も行う計画としており、渡り鳥については引き続き環境影響の回避・低減に努めます。
52	オジロワシ・オオワシは個体数が少ないので、確認頻度(メッシュ図)における確認数は少なくとも影響は大きいと考える。当該地域はオジロワシ・オオワシがいない場所はほとんどないため、影響を避けることは難しいと考える。	対象事業実施区域周辺におけるオジロワシの繁殖状況は現地調査により把握しており、繁殖への影響も含めた予測評価を行っています。 渡り個体については、現地調査の結果から、増幌川沿いに渡り期の一時的な中継地が形成されるものと考えられますが、主要な経路は確保されていること、中継地の分断はないこと、迂回による移動経路の変更はわずかであることから影響は小さいものと予測しています。
53	野鳥の調査も適当すぎます。広いこの現地にどれだけの	渡り鳥については、専門家のご意見を踏まえつつ、

	野鳥が生息しているか、渡りについてももっと詳しく調査すべきです。たくさんの風力発電の累積的影響、バードストライク、動物でもありえる低周波被害、もっと専門的に調査してください。	対象事業実施区域及びその周辺を含む広域調査により、当該地域における主要な渡り経路の把握に努め、周辺事業を含めた累積的影響の予測及び評価を行いました。その結果、主要な経路は確保されていること、中継地の分断はないこと、迂回による移動経路の変更はわずかであることから影響は小さいものと予測しています。なお、渡り鳥への影響については、不確実性を伴うため事後調査を実施し、必要に応じた追加的保全措置の検討も行う計画としており、渡り鳥については引き続き環境影響の回避・低減に努めます。
54	道北は大型の渡り鳥の北上、南下するルートになっており、その影響が心配。 オジロワシが繁殖している地域でもあり、それに対する影響が心配。	渡り鳥については、専門家のご意見を踏まえつつ、対象事業実施区域及びその周辺を含む広域調査により、当該地域における主要な渡り経路の把握に努め、周辺事業を含めた累積的影響の予測及び評価を行いました。その結果、主要な経路は確保されていること、中継地の分断はないこと、迂回による移動経路の変更はわずかであることから影響は小さいものと予測しています。 オジロワシについては、繁殖への影響も含めた予測評価を行っています。
55	道北地域は地形的にも東西方向に挟まっており、春と秋にはサハリンとを行き来する多数の渡り鳥が集まる日本の渡り鳥の重要な場所である。また、サロベツ、稚内大沼はガン・カモ・ハクチョウ類など水鳥の渡りの中継地でもある。さらにオジロワシが繁殖し海ワシ類の越冬地でもある。 風車設地にとって条件の良い場所は、風を利用する鳥達の飛翔ルートと重なることも多いため、飛翔の障害となり、時にはバードストライクとなる事例が報告されている。風車の稼働効率を求めるのみでなく鳥などへの配慮も必要である。今回は個々の風車建設による影響のみではなく、複数の風車建設による複合的な影響を分析、評価する必要がある。 また、評価結果は、より多くの方が理解、判断できるように報告する必要がある。”	ご指摘の通り、道北地域は渡り鳥の主要な中継地・越冬地および渡りの経路であることから、準備書においては、関連する複数の風力発電所建設に伴う渡り鳥への累積的な影響について予測及び評価の対象とし、事後調査を含めた環境保全措置を実施することとしました。なお、渡り鳥に対する累積的影響の予測及び評価にあたり、確立された手法はございませんが、本事業では有識者のご指導を受けながら、検討を重ねつつ予測評価を行いました。ご指摘踏まえ、分かりやすい図書となる様、評価書の作成にあたっては記載を検討します。
56	オジロワシ、オオワシの主要な利用区域、ハクチョウ・ガンカモ類の主要な渡り経路となるため、影響が懸念される。 夜間の渡り鳥に対する影響が懸念される。 建設行為よりも、鳥類が風車周辺の利用を避けることによる長期的な影響が心配である。	広域的な渡り鳥調査、複数事業の累積的影響の予測及び評価等を実施し、鳥類に対して実行可能な範囲で影響の回避・低減に努めております。さらに、渡り鳥については、事後調査を実施し、必要に応じて追加的な環境保全措置の実施を検討することとしています。 渡り鳥調査では、一般鳥類の渡りが多いとされる日没後および日の出前の時間帯を含めて調査を実施し、夜間に渡りを行う鳥類の状況把握に努めました。 風力発電所建設にあたり、造成により生じた切盛法面は地盤の状況に応じた適切や緑化を行い、現状の植生への早期回復を図ることで、鳥類の生息環境の保全に努めます。なお、風車による鳥類への影響については、事後調査を行い把握に努めます。
57	バードストライクの問題に全く対処できていない既存	鳥類への影響については、配置計画段階での事前

	の風車を渡りの経路に作ることは賛成できない。バードストライクの起こりにくい風車の開発を進めるべきでは？ 鳥類の調査が十分にされているとは思えない。もっと詳細な調査を希望する。	予測により、オジロワシ等の希少猛禽類の営巣地に対して、影響の回避・低減の検討を行っております。 また渡り鳥については広範囲における調査により当該地域の主要な渡りルートを把握しております。
58	道北7事業は、特別天然記念物のタンチョウが順次繁殖地域を拡大している湿地環境に接しており、これまでタンチョウの生息が近隣で確認されなかったからと言って、そうした地域を重要性の低いところと見なしてはならない。 当該事業の計画されている道北を含めて、全道に広く生息していたタンチョウは、一時絶滅を伝えられながら、現在、奇跡的に復活し、個体数は増加途上にある。しかも、分布域が、かつての生息地域「道北」で回復しつつある趨勢を認識して、将来的展望を基にした計画・調査を行うべきことを、当該地域の環境影響評価に関する配慮書の段階からすでに触れてきた。また、現今、道北におけるタンチョウの生息が過密状態を呈し始めているため、個体群成長とその維持にとり道北地域が極めて重要な位置を占めていることも、これまで縷々伝えてきた。 現に、これまで繁殖が見られなかった稚内大沼周辺で、昨2015年には新たに営巣・繁殖活動が確認されており、上述の予想した趨勢通りに進行していることが明確となっている。この新規営巣地に最も近い事業は増幌であるが、その準備書中の説明にはこの新規繁殖について記載は見当たらない。道北のタンチョウのように、分布域等が年々変化している種については、当然最新の情報を参照する努力を常に行わなくてはならず、それを基にした調査がなされなければ評価を行う意味はない。	ご指摘戴きました通り、道北地域にタンチョウの生息域が分布していることは認識しており、秋季の分散期に分散前の周辺環境の利用状況の把握に努めてきました。また、最新情報についても関係機関等にも確認し、その把握に努めてまいりました。なお、2015年については、準備書作成時には、調査結果のとりまとめ段階にあったと想定され、掲載できませんでしたが、今後も引き続き情報の把握につとめます。

59	タンチョウについて、これまでも指摘したように、大型鳥類のタンチョウは、繁殖期および移動・非繁殖期とも、単に湿地のみならず耕地もよく利用し、丘陵地上の飛行例も通常認められており、現に増幌事業地域上空の飛行も目撃されている。さらに、川南と芦川両事業地域間の沢にタンチョウの目撃記録もあったはずであるから、沢沿いの移動とともに、丘陵上空を横切る移動も当然想定しなければならない。 そうした飛行ルートの解明に最も効率的で確実なのは、タンチョウ個体に追跡可能な発信機を装着することであり、この調査法採用へ向けての努力は当然行われるべきである。しかし、どの程度その作業が行われたのか全く不明である。ただ、不可避的要因で早急にそれが困難である場合に限り、次善の策として地上からの目視による追跡調査がなされなければならないが、それがどの程度行われたのかも分からない。あるいはどこかに記載があったのかもしれないが、現在その追認はできない状況(次項参照)にある。 大型鳥類の特性として、タンチョウの日常における行動範囲は広く、しかも特に近距離の移動の際は丘陵上でも低く通過することが多いから、風車の危険度は低いとは言えない。鳴禽類や小哺乳動物と異なり、事業が行われる丘陵上と主要生活環境の湿地は距離があるから問題ないという感覚で、タンチョウを見てはならない。	タンチョウの発信機調査については、捕獲技術が確立されていないものと認識しております。従いまして、無理な捕獲作業の実施は、分布を拡大しつつある道北のタンチョウ個体群への影響をふまえるとリスクの高い調査であると考えられるため、調査手法としては採用しませんでした。 なお、目視調査の詳細結果については、生息地保全の観点より公表資料とはしていません。
60	ニホンザリガニの確認位置が示されていないので、地勢変化による影響を評価できない。	ニホンザリガニについては、生息地保全の観点より、確認位置については非公表としています。
61	周囲に生息する動物、植物、風車の影や騒音の影響が心配。また、工事によって植生が変化するのではないかと心配。	本事業においては周囲に生息する動物、植物、風車の影や騒音への影響を適切に予測・評価することが重要課題の一つと認識しております。 工事による植生の変化については、改変の最小化等の環境保全措置の実施により、重大な影響の回避・低減を図ります。
62	①利尻サロベツ国立公園や宗谷地方はラムサール条約登録地であり、日本の重要湿地 500、重要野鳥生息地、国指定鳥獣保護区、道指定天然記念物である。御社の計画はこの地に変化を与え、悪影響となりうる。 ②利尻山や人造物のない美しい自然は北海道観光の財産であり、永久的に景観がかわらない事を守らなければならないと思われる。 ③釧路地区で保護活動をしているタンチョウも道北で目撃されている(日刊宗谷)。 ④特に、生体系の頂点のアンプレラ種・鷺類(オジロワシ、オオワシ等)を守る事が重要である。 ⑤豊かな海の資源の為に、森が守られる事は必須である。 ⑥朱鷺(新潟)、エゾオオカミなど、一度失った自然を取り戻す事は大変である。今ある貴重動植物を守る事が重要である。 ⑦御社の風力発電の為に今後、工事が行われた際、トラックの出入りによる騒音、(牛、人々、景観への被害の可能性)や振動、土砂による外来種の進入、ひいては土壌	対象事業実施区域の設定にあたっては、ラムサール条約登録湿地、鳥獣保護区、重要野鳥生息地等の区域を優先的に除外しています。 当該地域の景観を保全するため、景観についても、主要な眺望点等からの眺望景観の変化を予測評価し、環境保全措置により風景になじむよう環境保全措置を講じます。 タンチョウについては、専門家等のご意見を踏まえ、移動分散期の確認調査を行った上で、対象事業実施区域の周辺における確認は少なく、事業による影響は小さいと予測しています。 生態系の上位種は、オジロワシとキタキツネを選定し、影響の予測評価を行っております。いずれの種についても、生息環境の改変は限定的であり、生態系への影響は小さいものと予測しております。 地形や林道等を活用することにより、改変を最小化し、森林伐採を可能な限り少なくする計画としています。 今ある動植物を保全するため、可能な限りの環境

	変化により、固有種の減少が懸念される。 ⑧工事は観光客にも印象は悪く、リピーターの可能性がなくなる。自然豊かな農産物の印象を損なう。 ⑨工事の際に、川に汚水が流れる事は、地域全体の本事業は、国のエネルギー政策に則り、地球温暖化防止とエネルギーの安定供給、また地域経済の発展及び活性化に貢献することを目的としており、北海道の新エネルギー政策にも合致すると考えております。弊社は再生可能エネルギーの拡大に向けて事業を推進しておりますが、同時に自然環境への配慮を重要課題と位置付けており、当該地域における事業計画にあたっては環境影響評価を踏まえ可能な限りの環境配慮を行い、再生可能エネルギーと自然環境の共存・共生を目指して参ります。人を含め、全動植物への悪影響となる。 ⑩6月からの観光の目玉のエゾカンゾウの群落は利尻山と重なり、ありのままの美しい自然である。日本でもここにしかない景色と誇れる。変えてはならない。	保全措置を行ってまいる所存です。 工事中の騒音・振動についても、予測評価の上、影響は小さいと予測しています。また外来種の拡大を防ぐため、工事に発生する土砂は切土盛土のバランス調整により、場内で利用する計画としています。 当該地域の人と自然との触れ合いの場となる観光地等について、アクセス性等の検討を行っています。環境保全措置により、工事による影響を最小化するよう努めます。 水の濁りについては、予測評価の上、工事による影響は小さいと予測しています。沈砂池の設置等の排水処理により影響を最小化するよう努めます。 植物や植生については、専門家等のご意見も踏まえ、改変等の影響を可能な限り回避低減する所存です。
--	--	---

5. 景観

No.	意見の概要	事業者の見解
63	利尻礼文サロベツ国立公園周辺は、日本中・世界中から、日本最北の「なにもない」美しい景観を楽しみに訪れる観光客も多数います。地域住民の安全や野生生物の保全のみならず、美しい大自然の景観を損なうことがないよう配慮していただきたいと考えます。	本事業においては、当該地域の景観を保全するため、風力発電機の配置検討にあたり、景観を含めた事前予測を行い、予め景観への影響検討を行っています。また、予測評価においては、主要な眺望点からの眺望景観、身近な景観への影響予測等を行い、景観に対して実行可能な範囲で影響の回避・低減に努めております。
64	風力発電の重要性は理解していますが、風車の建設によりサロベツ湿原や利尻富士の眺望や景観を損なう恐れが強いこと	弊社は再生可能エネルギーの拡大に向けて事業を推進しておりますが、同時に自然環境への配慮を重要課題と位置付けており、当該地域における事業計画にあたっては環境影響評価を踏まえ可能な限りの環境配慮を行い、再生可能エネルギーと自然環境の共存・共生を目指して参ります。当該地域の景観を保全するため、風力発電機の配置検討にあたっては、景観を含めた事前予測を行い、予め景観への影響検討を行っています。また、予測評価においては、主要な眺望点からの眺望景観、身近な景観への影響予測等を行い、景観に対して実行可能な範囲で影響の回避・低減に努めております。
65	旅行でサロベツ原野を訪れ、夫婦そろって手付かずの大自然の素晴らしさに感動しました。風車の建設によってこの環境や景観が損なわれることは必至で影響は、甚大であると思う。	ご意見のとおり、当該地域はサロベツ原野などの素晴らしい大自然があることより、本事業においてはこれらの環境や景観への影響を適切に予測・評価し、影響を可能な限り回避・低減していく所存です。

66	御社が準備している風力発電事業により、利尻礼文サロベツ国立公園や宗谷地方における自然豊かな景観や利尻山の眺望、貴重な動植物の生息環境が損なわれることにより、今後とも持続され、利用され、子孫に引き継ぐべきそれらの地域の自然及び景観が失われる恐れがある。 私は、この風力発電事業は以上に挙げたことに対して大きな影響を与えると懸念しているため、もう少し時間を掛けて地元や当地域を大切に思っている人達及び団体等と議論の場を設けて、理解を得た上で、事業を進めるべきと考える。 なお、準備書に関する問題点を以下に挙げる。 以下の点から適切な評価ができない。 1. 眺望点の多くが観光地等に限られている。風車に近い地元の小さな集落や牧場など地元の人が利用する場所からの眺望点がほとんどない。 眺望地点はまず風車建設予定地の近い部分を取り囲むように設ける最も影響が大きい場所を優先して評価すべきである。 2. 風車建設計画地に対して、その地点の中でもっとも見通しのよい場所が眺望点として選ばれていない。 3. 眺望点からの写真撮影に際して、見通しがよく、見通しのよい時間（順光）が選ばれていない。 利尻富士が眺望できる日に撮影していない。 調査位置図に利尻島が除外されている。 4. 風車建設イメージ図で風車をはっきりと描かれていないので見えにくい。広角だけでなく、写真撮影した場合に背後の風景が写り込むので中望遠程度で撮影した写真も加えるべきである。	主に風景鑑賞等を目的として利用される景勝地、地域住民や観光客等の不特定多数の利用がある場等を主要な眺望点として選定しているほか、地域住民が日常的に利用する場等を身近な眺望点として選定しています。 主要な眺望点については見通しの良い場所を選定していますが、眺望点の主要な眺望方向が風力発電機の方角とは異なる場合等、必ずしも写真撮影方向の見通しが良くない場合もあります。 眺望点からの写真撮影は、見通しのよい天候及び時間に実施しています。利尻富士については、方法書段階で設定した対象事業実施区域から約9kmの範囲を景観の影響が生じる範囲と想定したことから調査地点に含まれておりません。 眺望景観写真は、人の静視野である60度の範囲とし、対象事業実施区域が60度の範囲に入らない場合は、対象事業実施区域が入る範囲を撮影しました。
67	風車の建設により、以下の理由から国立公園としてのサロベツの資質や宗谷地方の魅力が損なわれることが懸念される。 ・ 何もない風景が魅力のサロベツからの眺望や写真撮影の際の画角に風車が入る（特に芦川・豊富山・勇知）ことにより、国立公園としての資質を損なう恐れがある。 ・ 宗谷地方からの何もない眺望に風車が入ることにより、景観としての宗谷地方の魅力が損なう恐れがある。	本事業においては、当該地域の景観を保全するため、風力発電機の配置検討にあたっては、主要な眺望点からの眺望景観のほか、主要な眺望点からの利尻富士への介在や、身近な景観への影響予測等を行い、景観に対して実行可能な範囲で影響の回避・低減に努めております。
68	アンケート調査は以下の点から有効な結果とは言えない。 1. アンケート調査地点が観光地に偏っているため、地元の意見が反映されていない。 2. 質問が風車のあることを前提としたものばかりで、何もない風景に風車がある場合や、利尻富士または、その周辺の風景に風車が重なる場合などの自然の景観の中に風車が存在することに関する質問がない。	アンケート調査は、主要な眺望点であることや、不特定多数の利用があることなどを考慮して選定しており、利用者の中には地元の方も含まれているものと考えます。 風車が存在する場合の印象をアンケート調査したものです。アンケートには、自然豊かな道北地域に風車が存在する場合を想定して回答いただいているものと考えます。

69	現状では景観による影響に関して適切な評価ができない状態である。以下の点を改善して再調査するべきである。 1. 眺望点の多くが観光地等に限られており、風車に近い地元の小さな集落や牧場など地元の人が利用する場所からの眺望地点がほとんどない。眺望地点は風車建設予定に近く景観の影響が大きい場所(移動中を含む)を優先しえて調査するべきである。 2. 風車建設計画地に対してその地点の中でもっとも見通しの良い場所が眺望点として選ばれていない。最も見通しのよい場所を眺望点として選ぶべきである。 3. 観光客のみならず、地元にとっても重要な利尻富士と風車が重なるまたは近い場所での(移動中を含む)景観の調査と評価が行われていない。このため、それを行うべきであり、そのような場所における風車の建設を避けるべきである。 4. 眺望点からの写真撮影に際して、見通しが良い日の、見通しのよい時間(順光)が選ばれず、360度の撮影とイメージ図が四季を通じて行われていない。これらのことは北海道知事意見でも指摘されている。また、利尻富士が眺望できる日に撮影しておらず、調査位置図から利尻島が除外されている。このため、写真撮影に際して、以上に挙げた条件を満たした日に行うべきである。 5. 風車建設イメージ図で風車をはっきりと描かれていないので見えにくい。風車をはっきりと描き、広角だけでなく、標準レンズによる写真を示すべきである。また、鳥類と景観を撮影する事態を想定して中望遠程度(例えば200m相当)で撮影した写真も加えるべきである。 6. 周辺の道路沿線から風車が見え続ける景観について調査されていないので、調査を行い、影響を評価するべきである。	主に風景鑑賞等を目的として利用される景勝地、地域住民や観光客等の不特定多数の利用がある場等を主要な眺望点として選定しているほか、地域住民が日常的に利用する場等を身近な眺望点として選定しています。 主要な眺望点については、見通しの良い場所を選定して写真撮影をしています。 眺望景観の予測評価は、人の静視野である60度の範囲を対象としているため、風車と利尻富士は必ずしも一つの視野には入りません。 眺望点からの写真撮影に際しては、可能な限り見通しのよい時を選定しています。撮影は対象事業実施区域に向け、かつ人の静視野である60度の範囲となるように撮影しています。そのため、利尻富士は視野に入らないことがあります。 眺望景観写真は、人の静視野である60度の範囲となるように撮影しています。 周辺の道路沿線から風車が見え続ける景観については、確立された予測評価手法はないものと認識しており、本事業においては定点からの景観を基本として予測評価を行っています
70	風車の建設により以下の点、ラムサール条約湿地・国立公園としてのサロベツの資質や宗谷地方の魅力(共に観光資源)が損なわれることが懸念されるため改善するべきである。それが原因で利用者が減少したことが明らかになった場合、どのように責任を取るつもりか明らかにしていただきたい。 1. 巨大な人工物などが何もない風景が魅力のサロベツからの眺望に風車が入る(特に芦川・豊富山・勇知)ことにより国立公園としての資質(観光資源など)を大きく損なう恐れがある。サロベツから視認可能な場所における風車の建設を避けるべきである。 2. 宗谷地方から利尻富士が見える眺望に風車が入ることにより、景観としての宗谷地方の魅力が大きく損なわれる恐れがあるため、避けるべきである。	風力発電機を含む景観については、地域の観光資源となっている側面もありますので、景観資源や眺望点からの眺望景観の変化を十分に把握するとともに、本地域の有する景観に配慮した上で、周辺になじむような事業計画とすることが重要と考えます。

71	北海道の一番の魅力は雄大な自然です。風力発電のような人工物は、観光客にとってマイナスイメージになります。減減してしまいます。そばを通る時、ざわっとしていやだという人達があります。たくさん建設しないと経済的に見合わないのかもしれませんが、遠くを眺めて見た時の景観が台無しです。	弊社は再生可能エネルギーの拡大に向けて事業を推進しておりますが、同時に自然環境への配慮を重要課題と位置付けており、当該地域における事業計画にあたっては環境影響評価を踏まえ可能な限りの環境配慮を行い、再生可能エネルギーと自然環境の共存・共生を目指して参ります。ご意見のとおり、当該地域はサロベツ原野などの素晴らしい大自然があることより、本事業においてはこれらの環境や景観への影響を適切に予測・評価し、影響を可能な限り回避・低減していく所存です。
72	多数の風車の建設により、見渡す限り何もない景観が失われる。また、利尻眺望の景観が損なわれる。風車のある風景はマッチしない。	本事業においては、当該地域の景観を保全するため、風力発電機の配置検討にあたり、景観を含めた事前予測を行い、予め景観への影響検討を行っています。また、予測評価においては、主要な眺望点からの眺望景観、身近な景観への影響予測等を行い、景観に対して実行可能な範囲で影響の回避・低減に努めております。
73	風車の建設により、何も無い風景が魅力のサロベツや利尻富士眺望の景観を損ない、利尻礼文サロベツ国立公園の資質や宗谷地域の魅力を損なう恐れがある。	ご意見のとおり、当該地域はサロベツ原野などの素晴らしい大自然があることより、本事業においてはこれらの環境や景観への影響を適切に予測・評価し、影響を可能な限り回避・低減していく所存です。
74	北海道の大きな魅力である「景観」を損なうのが心配である	ご意見のとおり、当該地域はサロベツ原野などの素晴らしい大自然があることより、本事業においてはこれらの環境や景観への影響を適切に予測・評価し、影響を可能な限り回避・低減していく所存です。本事業では、当該地域の景観を保全するため、風力発電機の配置検討にあたっては、景観を含めた事前予測を行い、予め景観への影響検討を行っています。また、予測評価においては、主要な眺望点からの眺望景観、身近な景観への影響予測等を行い、景観に対して実行可能な範囲で影響の回避・低減に努めております。

6. その他

No.	意見の概要	事業者の見解
75	これまで多くの個人や機関が、情報の提示方法に不親切さを感じ改善を要求しているにも拘らず、一向に改められていない。真摯にこの風力発電問題に向き合おうとしても、このことはかえって無用な不信感を生じさせる要因となっている。この意見書も、思わぬ行き違いが起きたために、準備書について事実誤認があるかもしれない、その点で後味の悪さをぬぐえない。 多様な多くの自然保護団体も、真っ向から風力発電に反対というより、風力発電と自然とのより良い関係の構築を意図していると思われる。現状の情報提示方法では、再生可能エネルギー事業全体への不信感を増長する、不幸な事態へと力を貸すことになる点を、再度十分考慮されることを心から強く望みたい。	情報の開示については、環境影響評価法に基づき、関係地域における準備書（図書）の縦覧を行うとともに、インターネットによる電子縦覧を行っております。また、縦覧場所は、関係自治体とも協議の上、公共性の高さや交通の便並びに縦覧図書の管理面を考慮して選定致しました。さらに、準備書に係る説明会については、地元住民の方々並びに地元団体の方々になるべくご参加頂けるよう、豊富町及び稚内市にて2日間に亘り計4回開催させて頂きました。
76	自然豊かなサロベツに、231基もの風車を建てる計画があることを最近初めて知った。事業について知ろうとしても、準備書の縦覧期間が短く、場所も時間も限られており、またネット上でもファイルが重くて開かない、印刷できないなど、一般市民が情報を得るのも難しい状況であり、業者側の誠実に伝えようとする意志が感じられない。また、地域住民への説明も現時点では十分とは思えない。縦覧期間終了後も継続して情報公開をすべきである。 サロベツ原野の、人工物がなくどこまでも広い雄大な景観を求めて、国立公園には毎年約5万人の人々が訪れる。ここに来なければ体験できない、自然の素晴らしさがある。この景観は現在も、また将来にわたっても宗谷地方の観光資源になるものであり、協議の無いままの計画に基づく風車の乱立によってその景観が損なわれることを、私自身や家族、周辺の住民は望まない。 また、サロベツには豊かな自然環境が残され、生物たちの生態系が築かれている。そこに多くの風車が建つことで、与える影響は大きいと考えられる。事前に専門家を交えて十分な調査を行い、自然環境への影響について検討すべきである。 豊富町民として、多くの人々が愛する、今後ずっと残していきたいサロベツの風景が、知らない間に風車だらけになってほしくはない。 自然観環境、生物への影響を十分に調査し、結果を地域住民に説明したうえで、協議しながら進めていく誠意を望む。	弊社は再生可能エネルギーの拡大に向けて事業を推進しておりますが、同時に自然環境への配慮を重要課題と位置付けており、当該地域における事業計画にあたっては環境影響評価を踏まえ可能な限りの環境配慮を行い、再生可能エネルギーと自然環境の共存・共生を目指して参ります。 本事業では、環境影響評価法に基づき、図書の縦覧手続きを行っておりますので、縦覧方法もそれに準じた観点で行っております。電子縦覧におけるダウンロード保存や印刷の制約については、データの改ざん等、図書の流用、乱用を防ぐ目的から行っております。準備書の縦覧は、環境影響評価法及び主務省令に定められた期間において実施しております。 また、調査手法の検討、現地調査、予測・評価の各段階において、専門家等へのヒアリングを行い技術指導や情報収集を行っており、十分な情報共有のもと調査計画を策定しました。また、現地調査結果に基づく環境影響の予測及び評価にあたっては、専門家等への本事業及び周辺6事業の合同ヒアリングにより調査結果や課題の共有を図りつつ進めてまいりました。今後も地域住民の方々への十分な説明のもと、事業計画検討を進めてまいります。

77	御社がインターネット公開したPDFは、ショートカットキーが操作できないように細工してある。プリントスクリーンができないようにしたいようだ。縦覧者は何百ページもある準備書を読み、環境保全の見地から意見を、わざわざ述べているのに、縦覧者の利便性を損なう細工までする必要があるのか、疑問だ。御社の法アセスに対する後ろ向きの姿勢は理解できないが、それほど、御社の公開したアセス図書にはやましいことを記載してある、ということだけは理解した。しかし、縦覧者のPC操作、つまり利便性まで制限する権利は御社にないはずだ。この問題は、すでに環境省に通告した。至急改善を望む。	本事業は、環境影響評価法及び電気事業法に基づき、環境影響評価手続きを行っております。準備書のインターネット縦覧におけるダウンロード保存や印刷の規制については、他の風力発電事業と同様ですが、データの改ざん等、図書の流用、乱用を防ぐ目的から行っております。
78	準備書の縦覧方法に以下の点で制限が多く、このため十分に準備書の内容を理解することができず、影響を評価することが困難である。(アリバイづくりと思われる) 地元の環境保全団体であるNPO法人へ説明し、理解を得ようとする姿勢が観られない。 1. 縦覧場所が少なく、役場等に限られているため、夜間や休日に閲覧することができない。 例えば、豊富町の場合、縦覧場所は夜間や土日祝に開館していない役場の一箇所のみ。休日は夜間も開館している公共施設があるにもかかわらず、そこを縦覧場所としなかった理由が理解できない。 2. インターネット上で閲覧可能であるが、ダウンロードや印刷ができない。 数百ページもある準備書7冊をPC上のみで閲覧することは現実的な手段とは思えない。	本事業は、環境影響評価法及び電気事業法に基づき、環境影響評価手続きを行っております。縦覧期間終了後の図書の公表については、現状ではデータの改ざん等、図書の流用、乱用を防ぐ目的から環境影響評価方及び主務省令において定められた、一定の期間を定めて縦覧に供するという判断を行っています。
79	準備書の縦覧方法に以下の点で制限が多い。このため準備書の内容の理解や影響の評価を困難にさせている。これでは地元の関係者の理解を得ることは難しい。この状況では都合の悪い結果があったと推定せざるを得ないため、改善を図るべきである。また過去の同様な縦覧に関しての意見に対しての対応を着実に実行するべきである。 1. 縦覧場所が少なく、役場等に限られているため、夜間や休日に閲覧することができない。例えば、豊富町の場合、縦覧場所は夜間や土日祝に開館していない役場の1箇所のみだった。このため、休日は夜間も開館している公共施設で閲覧できるようにするべきである。 2. 縦覧期間のみインターネット上で閲覧可能であるが、ダウンロードや印刷ができない。各数百ページもある準備書7冊をPC上のみで閲覧することは現実的な方法と言えない。北海道知事意見でも同じことを指摘しているため、従うべきである。このため、インターネット上で準備書のダウンロードや印刷が可能とするようにするべきである。 3. 縦覧期間終了後に準備書の内容が実際と齟齬がない	本事業では、環境影響評価法に基づき、図書の縦覧手続きを行っておりますので、縦覧方法もそれに準じた観点で行っております。以下に個別事項につきご回答します。 縦覧場所については、公共性や図書の管理の観点から選定しております。夜間や休日の閲覧については、電子縦覧により閲覧時間の制限をなくし、遠方の方々からも幅広い意見聴取を可能としているものと考えております。 準備書の電子縦覧におけるダウンロード保存や印刷の制約については、データの改ざん等、図書の流用、乱用を防ぐ目的から行っております。

	か精査することができないため、閲覧時間に限らずにいつでも閲覧可能にするべきである。それによって調査によって得られた知見が今後の事業に生かされることが期待される。	
80	準備書の縦覧期間が短い、まとまった情報が得にくいなど、事業についてよく理解することが難しいと感じます。このため、分かりやすくまとめた資料を web でいつでも閲覧できるようにするなど、一般市民がこの事業に対する理解を深められる工夫をしていただきたいと思います。特に環境影響評価の方法と結果の概要については、この事業が地域の環境と調和するものであるか判断するうえで必要なものなので、分かりやすい形で提示していただきたいと思います。	本事業では、環境影響評価法に基づき、図書の縦覧手続きを行っておりますので、縦覧方法もそれに準じた観点で行っています。図書の縦覧においては、電子縦覧により閲覧時間の制限をなくし、遠方の方々からも幅広い意見聴取を可能としているものと考えております。 ご指摘いただきました通り、環境影響評価手続きにおいては一般の方にもよりわかりやすいものとなるよう、引き続き検討を重ねてまいります。
81	準備書がインターネット上で保存や印刷ができないため、内容を十分に理解し、検討することができない。	準備書の電子縦覧におけるダウンロード保存や印刷の制限については、データの改ざん等、図書の流用、乱用を防ぐ目的から行っております。
82	御社が縦覧に出した数百ページもある準備書を、環境保全の見地から、わざわざ読み、意見を述べているのに、郵送すると費用がかかる。アセスで意見を求めているのは本件だけではなく多数あるので、郵送で意見書を求めるのは時間的・金銭的負担がかかり迷惑だ。御社はなぜ E メールで意見書を受け付けられないのか?改善を望む。	中継される経路やサーバーの不具合でメールが消失する可能性あることや使用しているメールソフトによっては正しく表示されない場合があること、ウイルス等のセキュリティ上の観点も踏まえ、ご意見は郵送でいただくこととしております。
83	地元への説明が不十分であるため、地元が理解出来る状況にない。 実際に事業について内容を理解している人は少ない。	準備書に係る説明会については、地元住民の方々並びに地元団体の方々になるべくご参加頂けるよう、豊富町及び稚内市にて 2 日間に亘り計 4 回開催させていただきました。 また、説明会の開催にあたっては、地元紙 2 紙での公告、関係自治体ホームページでの告知を行い、広く周知に努めました。
84	風車建設は今後の地元がどう進むべきかを取り組むにあたって検討すべき重要な事項であるが、以下の点から地元への説明が不十分であるため、理解や同意を得られる状況にない。早急に改善を図るべきである。	準備書の縦覧にあたっては、環境影響評価法に基づき、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域において図書の縦覧を行うとともに、インターネットによる電子縦覧を行いました。なお、縦覧場所は、関係自治体とも協議の上、公共性の高さや交通の便並びに縦覧図書の管理面を考慮して選定致しました。 また、準備書に係る説明会については、説明会の開催にあたっては、地元紙 2 紙での公告、関係自治体ホームページでの告知を行い、地元住民の方々並びに地元団体の方々になるべくご参加頂けるよう、豊富町及び稚内市にて 2 日間に亘り計 4 回開催させていただきました。 今後の環境影響評価手続きにおいても一般の方にもよりわかりやすいものとなるよう、引き続き検討を重ねてまいります。"
85	私も 3 年ほど前まで北海道に住んでおり、稚内・豊富の自然が好きで 2、30 回は通っていました。今回の風	ご意見のとおり、当該地域はサロベツ原野などの素晴らしい大自然があることより、本事業においてはこれ

	力発電計画を目にし、その膨大な量の発電機の数に加え、かねてから懸念されている羽(ブレード)と鳥の接触に寄る生態系(自然)への影響、景観への悪影響、低周波騒音、建設時の自然への悪影響、風力発電機の定期的かつ壊れやすいという事に対する対策などなどあらゆる点で課題が山積していると思っています。 道北を始め、電気を享受する北海道ひいては日本全体の問題・課題でもあると思います。もっと広く分かりやすく告知をしたうえで公開議論して頂きたい思います。 事業主体であるユーラスエナジーホールディングスは東電も入っているのだからきちんとなだめする方法を取っていただかないと、国民からの不信感を招きかねないと思っています。 道北地域を愛し、電気を享受する一人としてお願い致します。	らの環境や景観への影響を適切に予測・評価し、影響を可能な限り回避・低減することが重要課題の一つと認識しております。 準備書の縦覧にあたっては、環境影響評価法に基づき、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域において図書の縦覧を行うとともに、インターネットによる電子縦覧を行いました。なお、縦覧場所は、関係自治体とも協議の上、公共性の高さや交通の便並びに縦覧図書の管理面を考慮して選定致しました。 また、準備書に係る説明会については、説明会の開催にあたっては、地元紙 2 紙での公告、関係自治体ホームページでの告知を行い、地元住民の方々並びに地元団体の方々になるべくご参加頂けるよう、豊富町及び稚内市にて 2 日間に亘り計 4 回開催させて頂きました。今後の環境影響評価手続きにおいても一般の方にもよりわかりやすいものとなるよう、引き続き検討を重ねてまいります。
86	環境調査に 2 分の 1 の NEDO からの助成金が出ていると聞いています。「環境アセスメント調査早期実施実証事業」は中身までもが、短絡しているアセスメント手続きになっていると思います。系統連系上、実現不可能な計画の調査に国民の税金が使われるのは、間違っていると思います。検討するだけで執行された、問題のあったがれき処理検討助成金と、全く同じ構造だと思っています。よくないです。助成金目的の計画なのではないかと疑っています。 問題の多い風力発電計画であり、アセスメント手続きだと思うので、道北エナジーによる 7 事業計画は、断念すべきである。 風車からの、低周波音・超低周波音、さらに振動は予測を超える状況が、私の住む石狩市では、問題になっています。石狩放水路横の事業所に勤めている女性で、「風車が回ると具合が悪くなる」という人がいること。また、札幌市手稲区に住んで居る人で、自宅から風車が見えるので、風車が回ると具合が悪くなる」という女性が石狩市に電話をしてきたこと。また、耳鳴り・頭痛・吐き気がするという人で、風車が原因ではないかと疑っている人がいると聞いています。 さらに、「望来の風車の近辺では依然ニシンがとれたが、今はあまりとれない」と、『あつたふるさとの森 森づくりの方針』(平成 26 年 5 月、石狩市)の参考資料(議事録要約版)18 ページに、「第 3 回あつたふるさとの森取り組み方針検討会」(平成 25 年 8 月 29 日)に平成 25 年 8 月 7 日の厚田市民風力発電の説明会で出た、漁業関係者の話があります。 環境保全の見地から、非常に重要なお話です。 漁業に対する影響、人に対する影響は、分からないゆえに否定はできない以上、真摯に向き合わねばなら	本事業は「環境アセスメント調査早期実施実証事業」の採択を受けておりません。 また陸上に設置された風力発電機の稼働に伴う海生生物や漁業等への影響に関する論文等は、現在のところほとんどないのが現状と認識しております。ご指摘を踏まえ、今後も引き続き最新の知見の収集に努めます。

	ないことだと思います。 どうぞ、この風力発電計画を断念してください。	
87	かくも大規模な計画を、これだけ性急に行うのはきちんと調査も出ていないばかりでなく、環境に与える影響も多大である。しかも法に則っているとはいいながら、とてもではないが広く住民に報知し、多くの意見を住民に求めたとは言える状況にはない。したがって、この計画を正しく進めたいとするならば、より多くの人々にあらためて計画を広く知らせ、さらに多くの意見を求める必要がある。それが出来ないのであればこのような計画は、即刻撤回、断念するべきである。 このような大規模で、デタラメな計画を進めるにあたっては、地球温暖化防止、二酸化炭素の排出量削減をうたってはいるが、一私企業の単なるカネ儲けだけにすぎず、温暖化防止にも二酸化炭素排出削減にもならない。そういった意味でも、この事業は、即刻見直し、撤回するべきである。	再生可能エネルギーは、平成26年4月に見直されたエネルギー基本計画において、有望かつ多様で、重要な低炭素の国産エネルギー源と位置付けられ、積極的に推進していくこととされています。また、風力については大規模に開発できれば発電コストが火力並であることから、経済性も確保できる可能性のあるエネルギー源とされています。北海道や東北北部の風力適地では、供給の変動性に対応する十分な調整力がないことから、系統の整備、広域的な運用による調整力の確保、蓄電池の活用等が必要とされているものの、これらの課題を解決することによる再生可能エネルギーの安定供給に向けた取り組みも同時に進められています。 こうした社会的背景も踏まえ、当社では化石燃料に代わる代替エネルギーとして風況に恵まれた北海道北部地域において広域的な風力発電事業を推進していく所存です。 準備書の手続きにあたっては十分な現地調査とそれを踏まえた事業による環境影響の予測評価を行っております。 また準備書の縦覧にあたっては、環境影響評価法に基づき、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域において図書の縦覧を行うとともに、インターネットによる電子縦覧、住民説明会等を行い一般の方々への周知に努めています。
88	事業概要では、国内ではまだ少ない3000kW級の大型風車を多数設置する計画となっていますが、これは現在道北地域で使用されている1000～1600kW前後のものよりも大掛かりなものと想像します。道北地域は風況のよい場所ですが積雪が多く強い風が吹くこともあり、これまでも苫前グリーンヒルウインドパークなどでブレードが落下する事故が起こっています。また3000kW級の風車の例では島根県出雲市でブレードとタワーの接触等の事故が発生していることなどから、地域の安全について心配しています。このため、風車の特性や地域の特性を考慮した対策等も提示していただきたいと考えます。	風車の選定にあたっては、風況や地形の影響、乱流、落雷等の気象条件といった地域特性を十分考慮し、安全性ならびに周辺環境への影響を総合的に評価して決定致します。 なお、風力発電設備に対する安全性照査においては、極めて稀に発生する地震力や50年に一度発生する暴風等も考慮するため、大きな地震や台風に対しても十分な強度を確保した工作物となります。 また、風車の故障・事故原因のうち主なものは落雷等の自然現象によるものですが、現在ではレセプター（避雷針のようなもの）の強化・改善、着雷時の風車の自動停止システム等の設置も進めており、引き続き事故予防に対する対策を進めて参ります。

インターネットによる「お知らせ」
 ((株) 道北エナジー 環境影響評価ウェブサイト)
 (1)

別紙 2-1

【トップページ】

環境影響評価図書ウェブサイト



(仮称)川南風力発電事業

お知らせ

平成28年4月1日（金） (仮称) 川南風力発電事業に係る環境影響評価準備書の公表について

平成28年4月1日（金） [\(仮称\) 川南風力発電事業に係る環境影響評価準備書の縦覧場所・意見書の提出・説明会について](#)

平成28年4月1日（金） (仮称) 川南風力発電事業 ホームページを開設致しました

平成26年12月26日（金） (仮称) 川西・川南風力発電事業に係る環境影響評価方法書の公表を終了しました

平成26年11月26日（水） (仮称) 川西・川南風力発電事業に係る環境影響評価方法書の公表について

平成26年11月26日（水） (仮称) 川西・川南風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧について

平成26年8月1日（金） (仮称) 道北中央風力発電事業に係る計画段階環境配慮書の公表を終了しました

平成26年7月1日（火） (仮称) 道北中央風力発電事業に係る計画段階環境配慮書の公表について

平成26年7月1日（火） (仮称) 道北中央風力発電事業に係る計画段階環境配慮書の縦覧について

計画概要

対象事業の名称	(仮称) 川南風力発電事業
対象事業の種類	風力発電所設置事業
対象事業の規模	発電所出力 88,000kW未満（3,000kW級の風力発電機を26基設置） ※出力は88,000kW未満となるよう出力抑制を行う
対象事業実施区域	稚内市及び天塩郡豊富町
関係地域	稚内市及び天塩郡豊富町

お問い合わせ

株式会社道北エナジー

住 所：〒097-6642 北海道稚内市大字戸間村字下戸間1505番地19

担 当：井波、掛川

電話番号：0162-73-6269

インターネットによる「お知らせ」
 ((株) 道北エナジー 環境影響評価ウェブサイト)
 (2)

【準備書の縦覧ページ】

(仮称) 川南風力発電事業に係る環境影響評価準備書の電子縦覧について	
平成28年4月1日 株式会社道北エナジー	
	
当社は、平成28年4月1日付で、環境影響評価法及び電気事業法に基づき、経済産業大臣に「(仮称) 川南風力発電事業 環境影響評価準備書」(以下、「準備書」) 及びこれを要約した書類(以下、「要約書」) を届け出しました。 準備書及び要約書を、環境影響評価法に基づき公表します。	
準備書	
表紙・目次	 準備書 1/30 [353KB]
第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	 準備書 2/30 [59KB]
第2章 対象事業の目的及び内容	 準備書 3/30 [8.4MB]
第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況	
3.1 自然的状況	 準備書 4/30 [15.6MB]
3.2 社会的状況	 準備書 5/30 [6.1MB]
第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果	 準備書 6/30 [15.2MB]
第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解	 準備書 7/30 [628KB]
第6章 方法書についての意見と事業者の見解	 準備書 8/30 [1.0MB]
第7章 方法書に対する経済産業大臣の勧告	 準備書 9/30 [331KB]
第8章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	 準備書 10/30 [16.1MB]
第9章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての経済産業大臣の助言	 準備書 11/30 [69KB]

第10章 環境影響評価の結果	
10.1 調査結果の概要並びに予測及び評価の結果	
10.1.1 大気環境 (1)大気質（窒素酸化物）	 準備書 12/30 [3.9MB]
10.1.1 大気環境 (2)大気質（粉じん等）	 準備書 13/30 [1.2MB]
10.1.1 大気環境 (3)騒音	 準備書 14/30 [8.4MB]
10.1.1 大気環境 (4)超低周波音	 準備書 15/30 [6.0MB]
10.1.1 大気環境 (5)振動	 準備書 16/30 [2.7MB]
10.1.2 水環境	 準備書 17/30 [2.5MB]
10.1.3 その他の環境	 準備書 18/30 [7.5MB]
10.1.4 動物	 準備書 20/30 [26.9MB]
10.1.5 植物	 準備書 21/30 [2.2MB]
10.1.6 生態系	 準備書 22/30 [9.1MB]
10.1.7 景観	 準備書 23/30 [6.8MB]
10.1.8 人と自然との触れ合いの活動の場	 準備書 24/30 [2.1MB]
10.1.9 廃棄物等	 準備書 25/30 [195KB]
10.2 環境の保全のための措置	 準備書 26/30 [1.5MB]
10.3 事後調査	 準備書 27/30 [393KB]
10.4 環境影響の総合的な評価	 準備書 28/30 [801KB]
第11章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	 準備書 29/30 [122KB]

第12章 その他環境省令で定める事項	 準備書 30/30 [27.4MB]
資料編	 資料編 [21.7MB]
要約書	 要約書 [18.8MB]

準備書及び要約書は、平成28年4月1日（金）～平成28年5月2日（月）の間中は閲覧が可能です。ただし、ダウンロードして閲覧・印刷することはできません。この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000（地図画像）、電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものです。（承認番号 平27情復、第1326号）この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用しています。（承認番号 平27情使、第1142号）承認を得て作成した複製品を第三者がさらに複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければいけません。本書の著作権は、株式会社道北エナジーに帰属します。著作権者である株式会社道北エナジーの許諾を得ないで、複製、転用、販売、貸与、他のホームページへの掲載等を行うことを禁止します。

各書類をご確認いただくにはAcrobat PDF Readerが必要です。
お手持ちのパソコンなどにAdobe Reader（無料）ソフトをダウンロードしてインストールをお願い致します。



Get
ADOBE® READER®

[当サイトのご利用環境について](#)

X Close



インターネットによる「お知らせ」
 ((株) 道北エナジー 環境影響評価ウェブサイト)
 (3)

【準備書の縦覧、説明会について】

**(仮称) 川南風力発電事業に係る環境影響評価準備書の
縦覧場所・意見書の提出・説明会について**

平成28年4月1日
 株式会社道北エナジー



当社は、平成28年4月1日付で、環境影響評価法及び電気事業法に基づき、経済産業大臣に「(仮称) 川南風力発電事業 環境影響評価準備書」(以下、「準備書」)及びこれを要約した書類(以下、「要約書」)を届け出るとともに、北海道知事、稚内市長及び豊富町長に送付しました。届出・送付した準備書及び要約書につきましては、下記の通り、環境影響評価法に基づいた縦覧の実施に加え、説明会を開催致します。

縦覧について

縦覧場所：	北海道宗谷総合振興局保健環境部環境生活課 稚内市役所環境水道部環境エネルギー課 稚内市宗谷支所 稚内市沼川支所 天塩郡豊富町役場
縦覧期間：	平成28年4月1日(金)から平成28年5月2日(月)まで
縦覧時間：	開庁日の午前9時から午後5時まで(開庁時間に準ずる)
電子縦覧	下記にて電子縦覧を実施いたします。 http://eeh-development.com/kawaminami/

意見書の提出について

提出方法：	環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に必ず住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に設置の意見書箱へ投函又は下記の問い合わせ先住所へ郵送ください。なお、意見については日本語により記載願います。
提出期限：	平成28年4月1日(金)から平成28年5月16日(月)まで 郵送の場合は、当日の消印有効です。
意見書様式：	 (仮称) 川南風力発電事業 環境影響評価準備書に対する意見書の提出について

住民説明会の開催について

第1回	平成28年4月19日 午後1時～ 稚内市 勇知地区宿泊研修施設
第2回	平成28年4月19日 午後6時～ 豊富町 定住支援センター
第3回	平成28年4月20日 午後1時～ 稚内市 沼川のり公園
第4回	平成28年4月20日 午後6時～ 稚内市 稚内総合文化センター

お問い合わせ先

株式会社 道北エナジー
 担当：井波、掛川
 〒097-6642 北海道稚内市大字声間村字下声間1505番地19
 電話番号：0162-73-6269





インターネットによる「お知らせ」 (稚内市のホームページ)

[現在のページ](#)
[稚内市概要](#)
[環境まちづくり](#)
[次世代エネルギー](#)
[\(仮称\)増幌、樺岡、川西、川南、芦川、勇知風力発電事業の環境影響評価準備書について](#)

[環境影響評価準備書について](#)

次世代エネルギー

(仮称)増幌、樺岡、川西、川南、芦川、勇知風力発電事業の環境影響評価準備書について

稚内メガソーラー設置所

[稚内市におけるスマートシティ構築のための事業性実証試験について](#)

[風車と地域住民の共存へ「ガイドライン」の策定](#)

稚内市における風力発電施設の現状

[稚内市次世代エネルギーパーク](#)

[北海道のエネルギー「一村一産業おとし」事業における経歴報告書の公表について](#)

[北海道のエネルギー「一村一産業おとし」事業における計画承認について](#)

(仮称)増幌、樺岡、川西、川南、芦川、勇知風力発電事業の環境影響評価準備書について

環境影響評価法に基づき(仮称)増幌風力発電事業、(仮称)樺岡風力発電事業、(仮称)川西風力発電事業、(仮称)川南風力発電事業、(仮称)芦川風力発電事業、(仮称)勇知風力発電事業の環境影響評価準備書の概観及び説明会について以下のとおりお知らせします。

◆事業者の名称 株式会社道北エナジー

代表者 代表取締役 坂本元晴

所在地 北海道稚内市大字声間村字下声間1505番地19

◆準備書の概観

概観場所: 稚内市役所環境エネルギー課、稚内市宗谷支所、稚内市沼川支所

概観期間: 平成28年4月1日(金)～平成28年5月2日(月)まで

概観時間: 開庁日の午前9時から午後5時まで(開庁時間に準ずる)

電子概観: 「(仮称)増幌風力発電事業 環境影響評価準備書」
<http://eeh-development.com/masuboro/>
「(仮称)樺岡風力発電事業 環境影響評価準備書」
<http://eeh-development.com/kabaoka/>
「(仮称)川西風力発電事業 環境影響評価準備書」
<http://eeh-development.com/kawanishi/>
「(仮称)川南風力発電事業 環境影響評価準備書」
<http://eeh-development.com/kawaminami/>
「(仮称)芦川風力発電事業 環境影響評価準備書」
<http://eeh-development.com/ashikawa/>
「(仮称)勇知風力発電事業 環境影響評価準備書」
<http://eeh-development.com/yuchi/>

◆準備書説明会の開催

第1回: 平成28年4月19日(火)13時00分～15時00分 勇知宿泊研修施設

第2回: 平成28年4月20日(水)13時00分～15時00分 沼川みのり公園

第3回: 平成28年4月20日(水)18時00分～20時00分 稚内総合文化センター

◆対象事業の概要

(仮称)増幌風力発電事業

・対象事業実施区域 : 北海道稚内市

・対象事業の種類 : 風力発電所設置事業

・対象事業の規模 : 風力発電所出力 88,000kW未満
風力発電機の基数 最大25基

・環境影響を受ける範囲と認められる地域 : 稚内市

(仮称)樺岡風力発電事業

・対象事業実施区域 : 北海道稚内市

・対象事業の種類 : 風力発電所設置事業

インターネットによる「お知らせ」 (豊富町のホームページ)

北海道豊富町

[ホーム](#) | [各課の窓口](#) | [商工観光課](#) | [鉱山保安係](#) | [風力発電事業の環境影響評価準備書の電子縦覧、準備書説明会の開催について](#)

風力発電事業の環境影響評価準備書の電子縦覧、準備書説明会の開催について

環境影響評価法に基づく風力発電事業の環境影響評価準備書の縦覧についてお知らせします。

事業者の名称：株式会社 道北エナジー

代表者：代表取締役 坂本 元晴

所在地：北海道稚内市大字声岡村字下声岡1505番地19

準備書の縦覧

- ・〈仮称〉川西風力発電事業 環境影響評価準備書
- ・〈仮称〉川南風力発電事業 環境影響評価準備書
- ・〈仮称〉芦川風力発電事業 環境影響評価準備書
- ・〈仮称〉豊富山風力発電事業 環境影響評価準備書
- ・〈仮称〉勇知風力発電事業 環境影響評価準備書

公表の場所：豊富町役場 1階 ロビー

- ・縦覧期間：平成28年4月1日（金曜日）～5月2日（月曜日）まで
- ・縦覧時間：開庁日の午前8時30分～15時15分まで

電子縦覧先

- 〈仮称〉川西風力発電事業 環境影響評価準備書 〈外部サイト〉
- 〈仮称〉川南風力発電事業 環境影響評価準備書 〈外部サイト〉
- 〈仮称〉芦川風力発電事業 環境影響評価準備書 〈外部サイト〉
- 〈仮称〉豊富山風力発電事業 環境影響評価準備書 〈外部サイト〉
- 〈仮称〉勇知風力発電事業 環境影響評価準備書 〈外部サイト〉

準備書説明会について

- ・日時：平成28年4月19日（火曜日）18時00分～20時00分
- ・場所：定住支援センター

対象事業の概要

- 事業名称：〈仮称〉川西風力発電事業
- ・対象事業実施区域：北海道稚内市、豊富町
- ・対象事業の種類：風力発電所設置事業
- ・対象事業の規模：風力発電所出力：最大136,800kW、風力発電機の基数：最大38基
- ・環境影響を受ける範囲と認められる地域：稚内市、豊富町

- 事業名称：（仮称）川南風力発電事業
 - ・対象事業実施区域：北海道稚内市、豊満町
 - ・対象事業の種類：風力発電所設置事業
 - ・対象事業の規模：風力発電所出力：88,000kW未満、風力発電機の基数：最大26基
 - ・環境影響を受ける範囲と認められる地域：稚内市、豊満町
- 事業名称：（仮称）芦川風力発電事業
 - ・対象事業実施区域：北海道天塩郡豊室町
 - ・対象事業の種類：風力発電所設置事業
 - ・対象事業の規模：風力発電所出力：最大136,800kW、風力発電機の基数：最大38基
 - ・環境影響を受ける範囲と認められる地域：稚内市、豊満町、横延町
- 事業名称：（仮称）豊満山風力発電事業
 - ・対象事業実施区域：北海道天塩郡豊室町
 - ・対象事業の種類：風力発電所設置事業
 - ・対象事業の規模：風力発電所出力：55,000kW未満、風力発電機の基数：最大21基
 - ・環境影響を受ける範囲と認められる地域：豊満町、横延町
- 事業名称：（仮称）勇知風力発電事業
 - ・対象事業実施区域：北海道稚内市
 - ・対象事業の種類：風力発電所設置事業
 - ・対象事業の規模：風力発電所出力：最大158,400kW、風力発電機の基数：最大44基
 - ・環境影響を受ける範囲と認められる地域：稚内市、豊満町

意見書の提出

準備書について環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面により提出することができます。

提出方法：氏名及び住所、対象とする準備書の名称、環境保全の見地からのご意見を記載し、下記まで郵送（消印有効）又は、縦覧場所に設置された意見箱への投函により提出。

提出期間：平成28年4月1日（金曜日）～5月16日（月曜日）まで

意見書の提出先及びお問い合わせ先

〒098-6642 北海道稚内市大字声聞村字下声聞1505番地19
株式会社 道北エナジー
TEL 0162-73-6296 担当：井波 掛川

お問い合わせ・担当窓口

商工観光課 釧山保安係

- ・住所：郵便番号098-4110 北海道天塩郡豊室町大通6丁目
- ・電話番号：0162-82-1001（内線 253番）
- ・ファクシミリ：0162-82-2806
- ・メール：syoutokoukankouka@town.toyotomi.hokkaido.jp

情報発信元：商工観光課 釧山保安係

最終更新日：2016年04月01日

電話番号：0162-82-1001（内線 253番） ファクシミリ：0162-82-2806 メール：syoutokoukankouka@town.toyotomi.hokkaido.jp

商工観光課／釧山保安係

風力発電事業の環境影響評価準備書の電子縦覧、準備書説明会の開催について | 一村一炭集おとし事業計画について |
天然ガスコージェネレーションシステムが完成 |

ご意見記入用紙

ご意見記入用紙

「(仮称)増幌風力発電事業 環境影響評価準備書」「(仮称)樺岡風力発電事業 環境影響評価準備書」「(仮称)川西風力発電事業 環境影響評価準備書」「(仮称)川南風力発電事業 環境影響評価準備書」「(仮称)芦川風力発電事業 環境影響評価準備書」「(仮称)豊富山風力発電事業 環境影響評価準備書」「(仮称)勇知風力発電事業 環境影響評価準備書」について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に必要事項をご記入のうえ、縦覧場所に設置しました意見書箱にご投函頂くか、下記の住所宛に郵便にてお送りください。

○意見書の郵送先 〒097-6642 北海道稚内市大字声間村字下声間 1505 番地 19
(株)道北エナジー

井波・掛川宛

○意見書の提出期限 平成 28 年 5 月 16 日(月)[当日消印有効]

意見書

平成 28 年 月 日

項 目	ご 記 入 欄
ご意見を提出する事業 (該当するものにチェック を入れてください)	☐ 7 事業への共通のご意見 ☐ (仮称) 増幌風力発電事業 ☐ (仮称) 樺岡風力発電事業 ☐ (仮称) 川西風力発電事業 ☐ (仮称) 川南風力発電事業 ☐ (仮称) 芦川風力発電事業 ☐ (仮称) 豊富山風力発電事業 ☐ (仮称) 勇知風力発電事業
お 名 前 〔法人その他の団体にあっては、 法人名・団体名、代表者の氏名〕	
ご 住 所 〔法人その他の団体にあっては、 主たる事務所の所在地〕	〒
準備書についての環境の保 全の見地からのご意見 〔日本語により意見の理由を含 めて記載してください。〕	

注：1. お名前、ご住所の記入をお願いします。

なお、本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱い致します。

2. この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ (A4 サイズ) の用紙をお使いください。